

第六十八回国会 参議院大蔵委員会会議録第二十八号

昭和四十七年五月三十日(火曜日)
午前十時三十八分開会

委員の異動
五月二十六日

辞任

石本 茂君
初村瀧一郎君

補欠選任
柴田 榮君
棚辺 四郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

前田佳都男君

委員

柴田 榮君
嶋崎 均君
戸田 菊雄君
栗林 卓司君

青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
栗原 祐幸君

津島 文治君
西田 信一君
松垣徳太郎君
藤田 正明君

竹田 四郎君
横川 正市君
鈴木 一弘君
渡辺 武君

野末 和彦君

国務大臣

大蔵大臣

水田三喜男君

政府委員

大蔵政務次官

船田 讓君

大蔵省主計局次長

大倉 眞隆君

大蔵省主税局長

高木 文雄君

大蔵省国際金融局長

稲村 光一君

国税庁長官

吉國 二郎君

事務局側

常任委員会専門員

杉本 金馬君

説明員

大蔵大臣官房審議官
厚生省社会局長
人福社課長

松川 道哉君
山口新一郎君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
五月二十六日、石本茂君及び初村瀧一郎君が委員を辞任され、その補欠として柴田榮君及び棚辺四郎君が選任されました。

○委員長(前田佳都男君) 理事の補欠選任についておはかりいたします。

柴田君の委員の異動に伴いまして、現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めま

す。それでは、理事に柴田榮君を指名いたします。

○委員長(前田佳都男君) 次に、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。水田大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) ただいま議題となりましたアジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

アジア開発銀行は、アジアにおける開発途上加盟国の経済開発の促進に寄与するため、昭和四十一年末に発足した国際開発金融機関であります。

同銀行の業務は、昭和四十三年ごろから本格化し、その後、業務の規模は急速に拡大して、域内開発途上国の経済発展に大きな役割りを果たしつつあります。

わが国は、域内最大の二億ドルの出資をもつて同銀行に加盟し、域内先進工業国として同銀行を積極的に支援してまいりました。

同銀行の当初加盟国の出資の払い込みは、昭和四十五年の第五回分の払い込みをもって、滞りな

く完了いたしました。一方、同銀行の通常資金の融資は、今後、さらに増大が予想されます。このため増資の要請が高まり、昭和四十六年四月の第四回年次総会において、同銀行の理事会が増資について必要な検討を早急に行なうべき旨の決議がなされました。同理事会は、この決議に基づく検討の結果、総額十六億五千万ドルの増資とその割り当てに関する決議案を総務会に勧告しました。

同決議案は、各国を代表する総務の投票に付され、昨年十一月末成立いたしました。わが国は、同決議案に対しわが国総務である大蔵大臣が賛成投票を行なっております。

ここにおいて、わが国といたしましては、決議の定めるところに従い、同銀行に対し、一九六六年一月三十一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルで三億ドル相当額の追加出資に応ずるため、所要の国内措置を講ずる必要が生じたものであります。したがって、この法律案により、新たな出資についての規定を設けることとし、この法律成立後、同銀行の増資に応募する旨の正式通告を行ないたいと考えております。

なお、今回の出資のうち、払い込み資本は、その五分の一に当たる六千万ドルとされております。さらに、その一部は本邦通貨に代えて、国債で払い込むことが認められておりますので、この部分につきましては、当初出資と同様、さしあたり国債で行なうことを予定しております。現金で払い込みを要する部分につきましては、第一回払い込みの所要財源として二十六億七千六百万円を昭和四十七年度予算に計上し、御承認を得た次第であります。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(前田佳都男君) 引き続き、補足説明を聴取いたします。稲村国際金融局長。

○政府委員(稲村光一君) アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明に關連いたしまして、アジア開発銀行が今回の増資を必要とする理由及び増資の内容等につき、私から簡単に補足説明申し上げます。

まず、増資が必要となりました事情について申し上げます。

アジア開発銀行の当初の授權資本は、一九六六年一月三十一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルで十億ドルであります。同銀行の創立總會におきまして、新規加盟国の参加に備えるため、一億ドルの増資決議がなされ、現在の授權資本は十一億ドルとなっております。

これに対し、同銀行の応募済み資本の総額は、現在、十億五百四十四万ドルで、その二分の一が払い込み資本、残りの二分の一が請求払い資本となっております。

同銀行は、各加盟国の資本の払い込みと、請求払い資本を引き当てとした債券の発行等により調達した資金をもって、通常資金融資を行っておりますが、現在の応募済み資本に基づき同銀行が融資に利用できる資金の金額は、開発途上加盟国の自国通貨による払い込み部分等、当面利用が困難なものを除いた約七億四千万ドル程度と見込まれております。

一方、同銀行の通常資金融資契約額は、昭和四十六年末までに約五億三千万ドルに達し、また、年間融資契約額は、昭和四十六年には二億ドルをこえ、開発途上加盟国の経済開発の進展に伴って、今後一そう拡大することが予想されております。

したがって、現状のままで、同銀行の利用可能資金は、昭和四十七年中には、ほぼ全額貸し付け約束される見通しとなっており、同銀行が、今後とも円滑にその業務を継続していくためには、増資による資金調達規模の拡大が是非とも必要となつてきたのであります。

次に、今回の増資の内容について若干補足いたします。

まず、授權資本の増資の総額は、現行資本の一・五倍、十六億五千万ドルであります。

各加盟国に対する増資割当額は、それぞれ現在の応募済み額の一・五倍とされ、その二〇％が払い込み資本、八〇％が請求払い資本となっております。現行資本に比べ請求払い資本の比率が高くなっております。

また、払い込み資本は、三年にわたって均等に払い込むこととされ、さらに、その六〇％は通貨代用国債による払い込みが認められております。

したがって、わが国に対する増資割当額は、現行出資額二億ドルの一・五倍、すなわち三億ドルで、このうち六千万ドルが払い込み資本で、その四〇％の二千四百万ドルを現金により、また、残金の三千六百万ドルを国債により、三年にわたって均等に払い込むこととなります。

最後に、法律案の内容であります。今回の増資に際して、従来の出資額のはかに、一九六六年一月三十一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる三億ドルに相当する金額の範囲内において、出資することができるといたしております。

以上簡単ではありますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(前田佳都男君) 本案に対する質疑は、これを後日に譲ります。

○委員長(前田佳都男君) 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の以上三案を便宜一括して議題といたします。

本案は、すでに趣旨説明、補足説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○竹田四郎君 最近、政府は、新円対策七項目を決定したようでありますが、その前に、大蔵大臣が、現在の景気動向、これをどのようにお考えになつていらっしゃるのか御説明いただきたいと思ひます。

〔委員長退席、理事嶋崎均君着席〕

○國務大臣(水田三喜男君) 最近の経済指標で見ますと、やはり一応景気は底固めができて、今後上向くであろうという様子を呈しておることは大体私は間違いないと思ひます。そうしますと、昨年は間違いなく、非常にこの円の切り上げによつて、二段階の不況に襲われるんじゃないかという心配をいたしました。そのために、こうしたいろんな施策がようやく効果を示してきておると思ひます。一応これ以上の落ち込みはないというところへきましたので、今度のこの新しい予算が執行され、そうしてさらに最近政府がきめたいろいろな諸施策がこれに伴うということでございます。また、経済の浮揚力に伴つて、経済は、私は当初予定したような路線で上向いていくものであらうと、大体いまそういうことを予想している次第でございます。

○竹田四郎君 いまの御発言の中にも、昨年の補正予算による年末減税、それから公共投資の拡大というように行なわれたんですが、具体的に、それらの効果が、いまだの辺にまで及んできているのか、まあ業種別にいいますと、建設産業とか、あるいはセメント産業とか、そういうところにはかなり波及効果が及んでいるように思ひます。その波及効果は、一体どの辺まで行つておるのかどうでしょうか。

○國務大臣(水田三喜男君) まず、鉱工業生産で見ますと、前月比が毎月上がつてきて、連続五カ月も上がつておるという状態で、四月がちょっと反動的に下がつておりますが、五月からはまた順調にいくと思ひますし、それに伴つて、出荷のぐあい、在庫のぐあい、全般的に私はこの影響がいまあらわれてきているものと思ひます。あの予算も組み、減税もやつたあと、二月から卸

売り物価も初めて上昇の方向をとり出したということも、景気のこの落ち込みが、これ以上はないであらうということを示す一つの指標となるものと思ひますし、全般的に私は景気の下ざさへに、あの財政金融政策は効を奏しておるものといふふうに見ております。

○竹田四郎君 そうしますと、四十七年度の経済成長というものは、ほぼ予想どおり、下期には九割ぐらゐというふうに見てよろしうございませうか。

○國務大臣(水田三喜男君) これはなかなかむづかしい問題でございますが、年平均して七・二％達成率を政府は期待しているわけでございまして、企画庁あたりの考え方でも、いまの情勢でいくのなら七・二％の達成は可能であらうというふうな意見を述べておりますが、私はそのくらいは達成は可能ではないかというふうに見ております。

○竹田四郎君 そうしますと、国際収支の関係は、去年の円切り上げ以降の動向から見て、今後の見通しというものは一体どういふふうに見たらいいのか、貿易収支の黒字基調はどうなつていくのか、その辺はどういふふうにお考えですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 貿易収支は、去年の円切り上げ以後、依然としてまだ相当水準が高い黒字基調でございますが、しかし、一応旧レートによつた制約が終わつて、これから新レートの制約に入つてきました。この状態を見ますと、貿易——輸出は非常に純化の傾向をたどつておるといふことははっきりしておりますし、反対に輸入が非常に伸びてきているという傾向も顕著になつてまいりましたので、私は六月、七月を境にして、この貿易収支の基調にも、黒字の純化傾向といふものが相当はつきり出てくるのじゃないかというふうに見ております。

○竹田四郎君 輸出が純化して、輸入がふえてきておるといふことでありますが、けさの新聞あたりを見ましても、必ずしも輸入が順調にふえていくという評論はなしに、まあ輸入も増加はしているけれども、なかなか思ったような増加はして

いないというような評論が、けさの新聞にもあったわけでありすけれども、最終的に、やはりいま一般に国際的にも日本の外貨蓄積が二百億ドルになるかならないかということがたいへん心配されているところでもあります。新しい円対策の七項目というものも、その辺に私焦点があるのではないかとふうに思っているわけですが、その辺の二百億ドルという線の立場から見ますと、この収支はどんなふう予想されておりますか。

○国務大臣(水田三喜男) 政府の予想は、経常収支で四十七億ドル前後の黒字が出るであろうという予想でございますが、ただ短期資金の動きがわかりませんので、やはり長期資本収支のほうは、二十億ドル前後の赤字という見通しを一応持つておりますので、二十七億ドル前後の基礎収支の黒字ということを予想しておりますので、これが外貨保有にそのまま反映するということになりますというところ、これは数字としては二百億ドルに近い数字ということも予想されますが、しかし、いま申しましたように、輸出の鈍化ということが、やはり円の切り上げの一つの効果として、もう半年以上たちますから、そろそろ少しずつ効果があらわれてくると思いますので、この傾向が見られてまいりましたので、そういうこととあわせて、今回の外貨対策、できるだけ短資の流入を防ぐとか、あるいは貿易の自由化とか、資本輸出の自由化とか、いろいろの一連の自由化対策、それからこれを預託そのほかによって活用するということ、今後の外貨の活用策をあわせて考えますという、少ずつ減っていく傾向にあるのではないかと、うふうに思われますので、したがって、年度末において外貨が二百億ドル蓄積するというような事態はいまのところ考えられません。

○竹田四郎君 いまのお話の中で、短期資金のほうはわからないというふうにおっしゃったのですが、私は、むしろその短期資金というものをある程度コントロールしていくことがたいへん必要だ。いまのところ政府の対策としては入って

くるほう、これについては、為替管理を締めるというところで、かなりこの点では効果が上がっていると思えますが、問題はたまたまの当面減らしていくべきものがあると思えます。たとえば外国銀行からの借り入れなどは、これはなくしていかねばならぬものだと私は思いますけれども、その辺が何かいまの御答弁では、どうしていかのか明らかにしていただかなければならないと思えますけれども、そのうちではやはり一番大きな問題は、金利関係に基づく外資の還流といえますか、こういうようなものがかなり大きな要素を占めてくるのではないかとおもうのですが、その辺の動向というものはいまわかりませんというお話では、私もちょっと納得しないのですけれども、これはどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(水田三喜男) 外貨の活用策として、為替への預託というふうなことをやりますというところ、これは今後入ってくることを防ぐ作用もいたしますし、逆に肩がわり資金となつて短資の返済にもこれが使われますので、これは国際収支の対策になる一つの手段であると考えております。短資は、いまでも日本の金利が比較的に高いために、短資の流入圧力というものは現在ございますが、これを押えているのは、御承知のように為替管理でございますので、その点はそう心配した事態ではございませんが、しかし、為替管理で押えるということと、国際金利の均衡をはかっている、自然に流入圧力を防ぐというところは違ひますので、今回の金利政策によって、こういう点は防げるということになりますので、そうしますと、そういった一連のことを考えますというところ、いまのところ、短資の問題が、政府の見通しの中ではまだはっきりしないという項目の一つになっております。

○竹田四郎君 結局、短資の問題は、国際的な金利差の問題と言つて私はよからうと思ひますけれども、預貯金の金利を下げるということは、一週間は決定を見ているというふうな私にも新聞報道で見えているわけでありすが、それによりまして、きょう、三十日、日銀は公定歩合を〇・五％下げる、預貯金のほうもそれに応じて下げていくというところによって、貸し出し金利も下げていくというところが、プログラムではきょうあたり決定になるといふことのように報道しておりますが、おそろした面の動向が、きのうあたりからだいぶ怪しくなつてきたように報道しておりますので、おそらく、きょうのそうした金利引き下げの決定はできない、先に延ばすということにきまつたようでありすが、それは一体どういふことなのか。

○竹田四郎君 結局、短資の問題は、国際的な金利差の問題と言つて私はよからうと思ひますけれども、預貯金の金利を下げるということは、一週間は決定を見ているというふうな私にも新聞報道で見えているわけでありすが、それによりまして、きょう、三十日、日銀は公定歩合を〇・五％下げる、預貯金のほうもそれに応じて下げていくというところによって、貸し出し金利も下げていくというところが、プログラムではきょうあたり決定になるといふことのように報道しておりますが、おそろした面の動向が、きのうあたりからだいぶ怪しくなつてきたように報道しておりますので、おそらく、きょうのそうした金利引き下げの決定はできない、先に延ばすということにきまつたようでありすが、それは一体どういふことなのか。

○竹田四郎君 結局、短資の問題は、国際的な金利差の問題と言つて私はよからうと思ひますけれども、預貯金の金利を下げるということは、一週間は決定を見ているというふうな私にも新聞報道で見えているわけでありすが、それによりまして、きょう、三十日、日銀は公定歩合を〇・五％下げる、預貯金のほうもそれに応じて下げていくというところによって、貸し出し金利も下げていくというところが、プログラムではきょうあたり決定になるといふことのように報道しておりますが、おそろした面の動向が、きのうあたりからだいぶ怪しくなつてきたように報道しておりますので、おそらく、きょうのそうした金利引き下げの決定はできない、先に延ばすということにきまつたようでありすが、それは一体どういふことなのか。

○竹田四郎君 結局、短資の問題は、国際的な金利差の問題と言つて私はよからうと思ひますけれども、預貯金の金利を下げるということは、一週間は決定を見ているというふうな私にも新聞報道で見えているわけでありすが、それによりまして、きょう、三十日、日銀は公定歩合を〇・五％下げる、預貯金のほうもそれに応じて下げていくというところによって、貸し出し金利も下げていくというところが、プログラムではきょうあたり決定になるといふことのように報道しておりますが、おそろした面の動向が、きのうあたりからだいぶ怪しくなつてきたように報道しておりますので、おそらく、きょうのそうした金利引き下げの決定はできない、先に延ばすということにきまつたようでありすが、それは一体どういふことなのか。

○竹田四郎君 結局、短資の問題は、国際的な金利差の問題と言つて私はよからうと思ひますけれども、預貯金の金利を下げるということは、一週間は決定を見ているというふうな私にも新聞報道で見えているわけでありすが、それによりまして、きょう、三十日、日銀は公定歩合を〇・五％下げる、預貯金のほうもそれに応じて下げていくというところによって、貸し出し金利も下げていくというところが、プログラムではきょうあたり決定になるといふことのように報道しておりますが、おそろした面の動向が、きのうあたりからだいぶ怪しくなつてきたように報道しておりますので、おそらく、きょうのそうした金利引き下げの決定はできない、先に延ばすということにきまつたようでありすが、それは一体どういふことなのか。

○竹田四郎君 結局、短資の問題は、国際的な金利差の問題と言つて私はよからうと思ひますけれども、預貯金の金利を下げるということは、一週間は決定を見ているというふうな私にも新聞報道で見えているわけでありすが、それによりまして、きょう、三十日、日銀は公定歩合を〇・五％下げる、預貯金のほうもそれに応じて下げていくというところによって、貸し出し金利も下げていくというところが、プログラムではきょうあたり決定になるといふことのように報道しておりますが、おそろした面の動向が、きのうあたりからだいぶ怪しくなつてきたように報道しておりますので、おそらく、きょうのそうした金利引き下げの決定はできない、先に延ばすということにきまつたようでありすが、それは一体どういふことなのか。

で、郵政審議会におきましては、やはり郵政省にとつては、貯金金利の引き下げというところは大きい問題でございますので、郵政省としましては、参考人の意見を徴するとか、いろいろ審議会が手続を経てこれを審議したいということ、きのうからその最初のスタートをしておるということでございますし、日銀の政策委員会のほうも、やはり郵貯の引き下げと歩調をそろえていくという、郵貯の引き下げを前提として、金利の引き下げについての答申をしたいという方針で、向こうも進んでおるといふことでございますので、もう動き出しておりますので、早晚預貯金金利の引き下げという見込みがついてくると思ひます。で、そうすれば、これによって、日銀もいろいろの公定歩合その他の政策もとるでございましょうし、まあ政府の方針に沿つて、この金利政策はいま動き出した、きのうから動き出したというところでございますので、私は、この政府の政策は、最後に順調に実現するものと思つております。

○竹田四郎君 まあ、いま大蔵大臣が、うまくいかないということを言うわけにはおそろしくないでしようから、そういうふうな御答弁だろうと思ひますが、しかし、郵政審議会の会議の内容を見てみますと、そう何かスムーズにいつているようでもないやうです。郵政省の諮問のあり方も、幾ら幾らに引き下げるのはどうかといううろたへた質問のしかたではなしに、金利についてはどうするかという諮問のしかたのようになっています。そう考えてみますと、どうも、郵政審議会が直ちに郵便貯金の金利の引き下げをすぐ実現するかどうか、これにはまだかなりの議論もあるでしようし、あるいは相当、そうした議論がある限りは、やはりかなりの時間をかけざるを得ないということになりますと、六月発行の政保債あるいは事業債あるいは国債、こういうようなものは一体どうなるのですか。けさの新聞によりますと、そうした一部のものについては発行を見合わせるといううろたへた記事も出ておりますけれども、そうした公債あるいは事業債、そういうものの発行については、六

○竹田四郎君 結局、短資の問題は、国際的な金利差の問題と言つて私はよからうと思ひますけれども、預貯金の金利を下げるということは、一週間は決定を見ているというふうな私にも新聞報道で見えているわけでありすが、それによりまして、きょう、三十日、日銀は公定歩合を〇・五％下げる、預貯金のほうもそれに応じて下げていくというところによって、貸し出し金利も下げていくというところが、プログラムではきょうあたり決定になるといふことのように報道しておりますが、おそろした面の動向が、きのうあたりからだいぶ怪しくなつてきたように報道しておりますので、おそらく、きょうのそうした金利引き下げの決定はできない、先に延ばすということにきまつたようでありすが、それは一体どういふことなのか。

○竹田四郎君 結局、短資の問題は、国際的な金利差の問題と言つて私はよからうと思ひますけれども、預貯金の金利を下げるということは、一週間は決定を見ているというふうな私にも新聞報道で見えているわけでありすが、それによりまして、きょう、三十日、日銀は公定歩合を〇・五％下げる、預貯金のほうもそれに応じて下げていくというところによって、貸し出し金利も下げていくというところが、プログラムではきょうあたり決定になるといふことのように報道しておりますが、おそろした面の動向が、きのうあたりからだいぶ怪しくなつてきたように報道しておりますので、おそらく、きょうのそうした金利引き下げの決定はできない、先に延ばすということにきまつたようでありすが、それは一体どういふことなのか。

○竹田四郎君 結局、短資の問題は、国際的な金利差の問題と言つて私はよからうと思ひますけれども、預貯金の金利を下げるということは、一週間は決定を見ているというふうな私にも新聞報道で見えているわけでありすが、それによりまして、きょう、三十日、日銀は公定歩合を〇・五％下げる、預貯金のほうもそれに応じて下げていくというところによって、貸し出し金利も下げていくというところが、プログラムではきょうあたり決定になるといふことのように報道しておりますが、おそろした面の動向が、きのうあたりからだいぶ怪しくなつてきたように報道しておりますので、おそらく、きょうのそうした金利引き下げの決定はできない、先に延ばすということにきまつたようでありすが、それは一体どういふことなのか。

○竹田四郎君 結局、短資の問題は、国際的な金利差の問題と言つて私はよからうと思ひますけれども、預貯金の金利を下げるということは、一週間は決定を見ているというふうな私にも新聞報道で見えているわけでありすが、それによりまして、きょう、三十日、日銀は公定歩合を〇・五％下げる、預貯金のほうもそれに応じて下げていくというところによって、貸し出し金利も下げていくというところが、プログラムではきょうあたり決定になるといふことのように報道しておりますが、おそろした面の動向が、きのうあたりからだいぶ怪しくなつてきたように報道しておりますので、おそらく、きょうのそうした金利引き下げの決定はできない、先に延ばすということにきまつたようでありすが、それは一体どういふことなのか。

月はどう扱っていくつもりでございすか。

○国務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、次の郵政審議会六月二日と定まっておりますので、この審議会の審議の状態を見、今後のいろんな見通しを立てて、そういう問題はそれから検討したいというふうに考えております。

○竹田四郎君 そうすると、郵政審議会が進まないということになると、金利の引き下げというものも進まない、いま郵政審議会にかかっている、それがポイントだと、こういうふうな理解をする以外にはなからうと思ひます。郵政審議会が順調に、大蔵省の言う形での順調に進んでいかなければ、日本の金融というものは、ここでまた混乱を見ざるを得ないし、新円対策の七項目というものも、その発足の当初において若干つまづかざるを得ない、こういうふうになるのではないかと思ひます。

しかし、私がわからないのは、どうして郵貯の金利を引き下げなければ、ほかの金利を下げることでできないのか。少なくとも郵便貯金というのは、まあいろいろ内容は、最近法人の預貯金も含まれてきておるようではありますけれども、一般的には大衆の貯金なわけでありまして、片一方では物価が非常に上がってきている。最近あたりの私の地域なんかでも、地代の上がり方なんか見ますと、もう四倍から七倍くらい上がってきておる。そういう中で、庶民の貯金だけではどうしても引き下げるといふことは、これは私たびたび言っておりますけれども、日本の庶民の貯金というのは、それ自体が一つの防衛策であります。金が残っているから貯金をするということではない。こういうことが、世界で最も高い貯蓄率というものを、日本の国民は持つておる、そうしたものが、政府資金という形で使われているわけでありまして、こうした面でも、物価は上がっていく、給料はそれほど上がらない、しかも、貯金は下げられるということになったら、これは国民はまさに踏んだりけつたりということになるわけでありまして、どう

うして郵便貯金の金利を下げるなければ、日本全体の金利の引き下げができないのか、どうも私この点納得ができないわけですが、いかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) いままでは、五回にわたる公定歩合の引き下げのときも、預金金利に手を触れないでやってまいりましたが、今回さらに一步の金利水準を引き下げようというのを、今更には、いまの預金金利に手をつけざるを得ないというところへきています。これは御承知のとおりだと思ひます。その場合に、九兆円の資金を持つておるこの郵便貯金を、ひとり除外して、一般金融機関の金利だけ下げるといふことが、どういふ故障を起すかという問題は、もうこれは言わなくてもはつきりしておる問題だと思ひます。で、一般金融機関の預金金利を上げるときも、郵貯ひとりを取り残して上げるといふことが実際に

はできませんために、上げるときは、常に連動して一緒に上げていくということ、下げるときは、ただ郵便貯金を例外的に扱うということ、これは金融の実際上の問題としてできないこととございすので、これは全部の金融機関が同一歩調をとるということにならなければ、政策の効果というものは期し得ない、したがって、さつきから申しましたように、やはりこの郵貯の利下げの解決を待つて、一般もこれに合わせた態度をとるといふことにせざるを得ないと、現在考えておりますので、これは国の大きい政策の実行でございすので、この手続を、いま発足したばかりでございますから、これは順を追って、逐次一定の方向に向かつて解決していかねばなりませんし、また必ずそれはいくものと私は考えております。

○竹田四郎君 私はそれは思わないです。大蔵大臣は、ことしの財政演説でも発想の転換、資源再配分をして、公共面への資源配分をしなればいかぬ、これが今日の事態を招いているんだと、こういうふうな言っておりますね。そうすれば、むしろ政府資金というふうなもの、こうしたものが十分ないから、あるいは国債の発行とい

うようなものも、一般の銀行等に割り当ててやっているわけでしょう。政府資金がもつとたくさんあれば、私は公共投資等の資金というものを、政府の計画に乗って、これは順調にいくと思ひます。すよ。だから、政府の資金運用部の資金をふやすというのでは、郵便局からあがってくる金というものが、私は大きなウェイトを占めているんですから、むしろこの際、政府の資金運用部の金をふやすという意味では、郵貯の金利を引き下げないでも、資源配分はむしろそれによって望んでいる方向に進むんじゃないですか。これが非常に大きく集まり過ぎて、それによつてこの混乱が起きますというところも別であります。郵便貯金の場合は、集まっても、それ自体が郵便局で今度は貸し出す分にしてもごくわずかです。いま法案提出といわれたものであつても十万円です。たいした

そういう面では混乱を起さないだろうと私は思ひます。だから、資源再配分からいつたら、むしろ郵便貯金を優遇して、そちらによつて政府資金を確保していくことのほうが、資源配分はやりいんじゃないですか。私はむしろそういう意味では、一般市中の銀行と、郵便貯金の金利というものは、二段がまえて進んでいいんではないか、そのほうがむしろ政府としての政策転換をやりやすい、こういうふうな思ひますが、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 金利水準を引き下げるといふことは、社会コストを引き下げることであり、また特に福祉国家をつくるといひまして、社会投資のこの金利が高い以上は、金が福祉事業には流れていかないということで、金の流れも変えるというねらいを持つておるものでございすので、したがって、今後この財政資金というやうなもの、これはもう一步の金利引き下げをやらないといふと、これからの要請には沿わないといふことになりまして、国が自分の資金だけ——民間にはこの預金金利の引き下げをさせて、国自身の機関の金利だけは上げて、そうして高いコストをここで確保するといふやうなことを

で、国自身が福祉政策をやるといふやうなことは、明らかに矛盾になってまいりますし、どうしも一般の産業コストも下げるし、この高いコストも下げるという方向へ歩調をそろえるためには、郵便貯金の金利も、一般金融機関の金利と同じやうな歩調をとつてもらうということではなかつたら、国の政策の整合性というものは得られない、こういうことにならうかと思ひます。ことにいま財政のこの運用を、いまのような高金利で運用をするといふやうなことが、各々、多岐の政策金利というものを、たくさんつくるといふやうな、いまのこの事態の解決はできないというところで、やはり政府資金のコストというものも、もう一步下げるといふことが、当面のやはり政策の焦点にならなければならぬ問題であると私は考えます。

○竹田四郎君 一般の市中の貸し出し金利というのは、政府資金の貸し出し金利とはまだ相当幅があるわけでしょう。これが市中の貸し出し金利が下がって、そうして政府資金よりも利率が安くなるということになると、私はこれはかなり問題があらうと思ひます。その際は考えてもいい。しかし、まだまだ市中の貸し出し金利のほうがかなり高いわけでしょう。三月末で七分二厘強になっているわけでしょう。そうすると、政府の貸し出し金利というのは、大体六分五厘でしよう、まだかなり差があるわけですね。その差がなくなつてしまふといふことになれば、私はかなり問題があると思ひます。その差がある限りは、いんじやないわけですね。いままで市中の金利というのはかなり高かつたわけですね。ですが、まだ安いからいいと思ひます。私は上げるという意味ではないんです。いまの郵便貯金の金利を上げるという説ではないんです。維持しろといふことだけですよ。それから政府資金にいたしましても、私は民間の金融機関にだけ合理化を求めるのじゃなしに、政府のこうした機関についても、合理化を求めていくといふことになりますれば、六分五厘の貸し出し

で、国自身が福祉政策をやるといふやうなことは、明らかに矛盾になってまいりますし、どうしも一般の産業コストも下げるし、この高いコストも下げるという方向へ歩調をそろえるためには、郵便貯金の金利も、一般金融機関の金利と同じやうな歩調をとつてもらうということではなかつたら、国の政策の整合性というものは得られない、こういうことにならうかと思ひます。ことにいま財政のこの運用を、いまのような高金利で運用をするといふやうなことが、各々、多岐の政策金利というものを、たくさんつくるといふやうな、いまのこの事態の解決はできないというところで、やはり政府資金のコストというものも、もう一步下げるといふことが、当面のやはり政策の焦点にならなければならぬ問題であると私は考えます。

金利というものを、いつまでもとらなくちゃならないということには私はならぬと思います。下げられる余地というのはあると思います。あるいは六分四厘に下げるとか、あるいは六分三厘に下げるとか、こういうことも私はあり得ると思うんです。そうすれば、そこだけ、一般の庶民の金利だけ犠牲を負わなくていいことは、これは国民全体として納得できないし、同時に私は、郵政審議会あたりでもそういう議論というものがかなり出ているから、直ちにきめられないという問題があるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男) 政府は、受信機関と受信機関がはつきりいまだ分かれておらず、郵便局は資金を集める機関でございまして、今度はそれを貸し付ける機関として、政府もいろんな金融機関を持っておりまして、これは八分二厘を今度は二厘下げて八分というのを今度やるわけでございますが、まだまだ政府関係機関の貸し付け金利というのは非常に高い。で、今度の低金利政策によって、民間の貸し付け金利というものが、相当預金金利を引き下げることにによって下げられるということになってきます。という、政府がいまだ六分五厘の原資を使うということによつては、政府関係機関の利下げの余地というものとはほとんどないというところにもうきておることでございますので、政府も民間も、ここで歩調をそろえた金利政策をとる必要というものが当然あることでございまして、これを別にしようというわけには私はまいらないと思います。

○竹田四郎君 私、この間の開発銀行の審議の中でも、合理化のために余分な人員は必要ないんじゃないかというような附帯決議をつけられ、あなた自体もそれに対して努力をする、こう言っているわけですが、私はそういう努力を、いままでの政府関係機関の金融関係のものを言っても、これは必ずしも私は合理化の余地がないとは言えないと思うので、そうした関係の天下りによるところの人事費等も常に国会で問題になるわけ

です。そういう問題についても、あまり手は下してない。人員についても、私は必ずしも足りない過ぎて困るような形でなされているとは思わないわけです。まだまだ経費の節減ということをすることは可能である、こういうふうに思うわけでありまして、一般の民間の金融機関では、相当なそういう意味では合理化が進められているわけですが、あるいは場合によっては行き過ぎと思われるような合理化すらやられているわけですから、政府関係の金融機関だけがのうのうとして、そして郵便貯金の金利が下げられないから、私どもは下げられま

せんというのでは、私は市中に対して金利を下げるといってもそれはそうはおさまっていかないと。まあこの苦しみというのは、私は中小金融機関だつて同じだと思つておる。そういう意味で、私はそうした点でも努力をすべきだと思つて、そして政府資金も下げられるだけ下げたならば、それは郵便貯金の金利を下げるのもしかたがない。そういう努力は一向に果たされていくような動きを、私もは察知できないわけですが、果たされているのかもしれません、それはちつとも察知できない。そういう形で、国民にだけその犠牲を強要するという形は、少なくともそれは水田さんがとられるような考え方はおそろしくなからうと私は思う。どうですか。その辺をもう少し説明した上で、郵貯の預金金利の引き下げというものをやっていくことではないか、私は国民は承知しないと思つていますが、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男) いま現在預貯金をしている人は、一定の契約に基づいて定期なり定期貯金をしておるのですが、これを全部一律に預金金利を下げるということでしたら、またいろんな問題もあると思いますが、既存の契約については、一切手を触れませんので、現在の預金者については、期限がくるまでは金利の変更はない。新規に契約するものについては、新しい預金金利を適用しようというものでございまして、その場合

に、金融機関が一緒にやるならともかく、政府機関だけは高利にするといつて、資金を政府の機関にだけ集めるという、はつきりそういう区別をして、政府を有利にすることですから、預金を政府が集めるということになると思いますが、そういう政策を政府自身がこの際とすべきであるかどうかというのを考えますと、これは決して適当な策ではないと私は考えます。

○竹田四郎君 物価は上げておいて、そして物価は上がるし、社会保障制度はなかなか進まない。庶民は貯金をする以外にないじゃないですか。そして子供の教育費とか、あるいは住宅事情とか、あるいは老後の問題とか、だれがこれを一体守ってくれますか。ですから、日本の貯蓄率というものをいじりますと、経済が不安定なときほど貯蓄率は高まっておるわけですから、それがいままでの貯蓄率の動向でしよう。そういういたしますと、国民はなるべく自分を守っていく、政府が国民を守ってくれる措置というのが遅々として進まぬ。じゃ国民に対して一体何で自分の生活を守っていくという方途を示してくれなければ困るじゃないですか。どうですか。

○国務大臣(水田三喜男) 私は、国民の生活を守るためには、物価の上がり方と、国民の所得のふえ方との比較が、一番重要な問題であると思つております。で、もし日本の金利水準が下がることによって、国内の経済が活発になり、そうして国民の所得が多くなるといふことになるなら、預金利子の犠牲とどちらが大きいかと言いましたら、国民にとっては、たとえば百万円の預金者が、五%金利が下がったにしても月四百円の問題でございまして、それよりも、これによつてさらに大きい所得水準が確保されるということでしたら、そのほうが国民生活にとってはるかにいいこととございまして、また物価の面から見まして、高いコストが下がるということによつて、さらにまた自分の生活環境がこれによつてよくなるというところによつて、国民の生活は質的に非常に向上することとございまして、物価対策から見ま

しても、この金利の引き下げによつて、国民の得るところというものは多いこととございまして、この両者を比較したら、これは私は要するに、政策の問題でございまして、私は国民が、この預金金利の問題が解決しないで、低金利政策が実現できない場合と、これが実現できた場合の、国内経済の動き方による国民の利得というものを考えたとき、これは比較にならないものじゃないか。で、この際は、政策的に見て、日本が対外的にも、対内的にも、いままですでなかったほんとうの低金利政策を、ちやうど実現できる条件に恵まれたときでございまして、この際は、万難を排してもそれをするのが、政策の本筋であると私は考えます。

○竹田四郎君 私の意見を間違つてとられちゃ困るんです。私は預金金利を下げるなど言っているんじゃないんですよ。郵便貯金については、当分の間はまあ置いておけ、その他の預金は下げてもよろしい、日銀だつて公定歩合を下げてよろしいと私は思つておる。これがなぜ郵便貯金だけにひつかつて下げられないのかということが疑問なんです。ですから、いま大臣が言われた、金利が下がって、それによつてそれが物価に影響するかどうか、これはなかなかむずかしいことだと私は思つておる。そう簡単にあなたのおっしゃる通りに、物価に影響してくるかどうかわかりません。しかし、景気が回復して、それによつて所得がふえていくということは、私も認めますよ、それを別に私は否定しようとしておるわけじゃない。そういう形によつて、生活を守っていくというところもこれは事実です、否定しようとは私は思いません。ただ、そういう形の中でいく場合には、ちやうと余談になりますが、たとえば恩給生活者とか、あるいは子供だとか、老人だとか、こういう一所得のある人はけっこうで、物価が上がる以上に所得が上ればそれによつて保護されますよ。しかし、この税法の中にもあるように、所得の少ない者、所得のない者、こうした者は、私はあなたの言つた論理ではうま

くいかなと思う。この面を救済する方法というのは、もう遅々として進まない。働ける人はまあ何とかあります。私はその辺に問題があると思う、現実にあなたの論理の中でもですね。しかし、いまは一般的な問題としては、あなたの言うことを認めてもいい。だから、市中金利を下げるのはけっこうです、大いに下げてもらわなくちゃいかぬ。むしろ大蔵省主導型でそれを下げていく。それに付いて、その過程の中で、郵便貯金の預金金利も下げざるを得ないというのは、私はあたりまえだと思う。それを、私のほうは知らぬと、庶民の汗とあぶらの結晶のそういうものを下げていく、こういうことでは、どうも私はちょっとあなたの論理はおかしいと思う。もう一回それは考え直してもらわなければいかぬ。

○国務大臣(水田三喜男君) それを区別する考えが私にはわかりませんね。一方の、たとえば農協にしろ、信用金庫にしろ、一般銀行にしろ、相互銀行にしろ、そこへ集められる金が汗とあぶらの金じゃなくて、郵便貯金がひとり汗とあぶらの結晶であるということがいえるかどうかという問題でございます。郵便貯金の内容を見てみましても、その零細な貯金ということがいえるかどうか。要するに、百五十万円までは税金がからないうということになります、名寄せをしておきま

せんので、それは幾口あってもかからないということ、現に相当の高額者がたくさんこれを利用しておるといふような現状、そういうようないろいろな一連の内容を見まして、この際は、そういう問題をどうしようというのではなくして、金融機関一律に同じ歩調ですることが望ましいと考えておるだけでございます、これがほかのところにある預金と、質が全く違うという立論になりますと、なかなか問題はやつかいになると思います。

○竹田四郎君 どうもそういうふうには、大蔵省と郵政省がお互いに我を張っておるといふことになる、これではせっかくの七項目の円対策は延びるだけだと思う。だから、そういうなわ張り関係はひとつやめていただいて、もっと大きいところ

に論点を持っていつてもらわないと、七項目だつて結局空文に私は化してしまふ。それが空文に化するということになれば、短資の問題にしても、私はこれは解決されない問題である。だから、そういうなわ張りも場合によってはけっこうです、やめてください。しかし、重要なときはひとつなわ張りはやめてもらいたい。元就の三本の矢ではありまけんけれども、普通はけんかしてたらつてけっこうですが、こういう時期には、そういう点をひとつ考えてもらわなければならぬと思ひますが、大蔵大臣もう少し広い目で問題の点を考えていただかせんか。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、なわ張り根性というものは全く持たないほうでございます。ですから、こういう国の全体的な大きい金融政策というふうなときには、なわ張りをはけて、金融機関は同じ歩調で協力してもらわなければならない、国の一定の政策目的というものは果たせないと、このことをお願いしておるだけでございます。別にこっちはなわ張り根性を持っていろいろなことを主張しておるわけではございません。

○竹田四郎君 それではお尋ねしますけれども、いま銀行がやっておりますところの一般庶民への貸し出し、たとえば住宅ローン、こういうふうなもの金利は一体どういうふうに取り扱うんですか。

○説明員(松川道哉君) 九%程度でございますが、ただいま詳細な資料を手元に持ち合わせておりませんので、後刻連絡させていただきますと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 当然住宅ローンなどは、私も一段の利下げをやりたいと考えております。御承知のように製造部門の設備投資というものが非常に沈滞しておるときでございますので、景気の回復も、結局は個人消費支出とか、あるいは住宅建設とか、非製造部門の設備投資というふうなものが中心で浮揚力が出てくることと思ひますので、そういう意味から申しまして、また一面庶民の生活環境という点から見まして、まさに住宅金融というふうなものは、ここで一段の利下げをする必要がございますので、この預金金利の引き下げが実現したときには、この利下げがこれから考えられる項目のそれはもう筆頭のものでございます。

○竹田四郎君 それはひとつだけ下げるか、あまり下がらないだろうと私は思ふのですけれども、少しは下げるでしょうね。これだけ強く大臣が言うのですから少しは下がるだろう。これはひとつ今後の動向を見てからまた質問をしていきたいと思ふんです。

大臣は、公取の最近の拘束預金の調査結果というものはごらんになりましたか。

○国務大臣(水田三喜男君) まだ見ておりません。

○竹田四郎君 これは大蔵省では、それについてどうしておりますか、見ておりますか。だれか、松川さんですか、あんなごらんになっていないか。

○説明員(松川道哉君) 四十六年五月末現在の時点調査いたしましたもので、拘束性預金の借り入れ金に対する割合、狭義のものでございますが、これが金融機関全体では八・五%という調査が公取委員会から発表されております。

い。これは大蔵省で通達出しているはずですね。——通達出しているはずですね。それにもかかわらず、この辺が全然改善されてないというのは、この金融超緩慢の時代に私は世にもふしぎなことだと思ふのです。おそく大蔵省は検査もしていると思ふのです。私はこの公取の発表を見まして、一体まじめにやっているのかというふうな疑問を持ったのです。こういう金融超緩慢の時代にすら、そういうような歩積み両建てを相変わらず続けて、それに対する措置も何にもしていない、それも監督していない。世にもふしぎな物語りだと私は思ふのです。これは大蔵大臣、そういう状態が現在の大蔵省なんです。それで金利だけ下げると言つたって——借りたときに拘束預金で拘束されて、実効金利はうんと高いものをとられて、預けるときだけ下げろ下げろと言つたって、それはやっぱり納得しないんじゃないですか。どうですか、大臣。

○説明員(松川道哉君) ただいま取り急ぎ四十六年五月末の数字を申し上げましたが、四十六年十一月末の数字は、公正取引委員会の調査で——ただいま八・五%と申し上げましたのが七・〇%に下がっております。ただこれはあくまで、私御説明いたしましたように、狭義のものでございまして、広義のもの——広い意義のものにつきましては、これと若干違う動きをいたしております。これは二〇・七%で、四十六年五月も、四十六年十一月も同水準を保っております。

○竹田四郎君 そういうことでいいんですか。預金金利を下げようとしていまいるときに、そんなことがまだ、公然と通達まで出しているのです。前に二回にわたつて通達を出していても、依然として公取の発表のようなことが平然と行なわれている。そういうことで金利を下げる、金利を下げる、と、一体言えるのかということですね、預金者に対して。こういうものがもっと改善されていかなくちゃならぬでしょう。金融が非常に逼迫しているときなら、まあなかなかむずかしいということもあるでしょう。昨年以来の超緩慢

の時代に、相変わらずこういうような結果を公取が発表するということは、私はきわめて残念なことだと思ふ。少くくればそれは下がるのはあたりまえなんです。これは大臣、どうですか。こういう状態の中で、金利を下げる下げるということではたして、言う者として、もう少しそうした銀行に対する指導というものを、姿勢を正した中でやっつけなければいけないのじゃないですか、どうですか、大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) もう私は、この陳情だけは諸方面から受けておりますので、何とかこの歩積み両建ての問題はもう一歩改善したいと思つて、これはぜひぶん私もやましくこの問題は部内においても申して、監督してもらつておりますが、なかなかこれはむずかしい問題で、もうここ数年この問題とは取り組んでおるつもりでございますが、なかなかこれはそう、少しはよくなつてゐるというところは言えると思つて、まだまだ全体としての改善がなされてゐないというところは、これはもう事実だろと思つて、その原因は、いろいろ説明を聞けばございすが、結局は、やはり一つの商慣習であり、また力関係で、どうしても金を借りたという人は、そこらで銀行に押しつけられて、そういうことになつてゐるとばかりは言えないいろいろな取引の交渉の過程もあるようございすし、いろいろな監査の結果は出てきませんが、やはり大もとといふと、銀行にとつてもコストの問題であつて、国がいろいろこの政策、金融政策、金利というやうな問題で出したやうなことをやつて苦心してゐると同じやうに、銀行の一つの、これはやはり一定の収益確保の方法であつて、この問題を根本的に解決するやうなためには、やはり金利の問題が解決するやうなことが、この解決にもやはり私は早いというやうな気がいたしますので、この預金金利の引き下げということが行なわれましたら、それに伴つていろいろな歩積み両建てというやうな、特にこの実質金利を上げるいろいろな細工を、これを全部自粛してもらつてという方向

へ監督行政を強化することがいいんじゃないか、まずこれは、今回のこういう低金利政策の一環として、この問題を銀行だけに、ただ従来のやうな警告とかいろいろな指導じゃなくて、預金金利の引き下げというときを機に、これはこの問題ももっと根本的な解決へ入ることがいいんじゃないか、私はいまそう考へております。

○竹田四郎君 それをやる、やらないう問題の前に、毎年二回債務者に、拘束預金の有無、内容を通知することが義務づけられてゐるので、全然そういうことをやつてないところが五六%なんです。これは企業のはうを調べてみるとね。金融機関の五六%は、義務づけられてゐることもやつてないのです。

「委員長退席、理事柴田榮君着席」

信用組合になると八五%です。そんなことはコストに全然影響しないとは私言ひませんけれども、困るのじゃないですか。それ以前のことで、よ。そういうことも、こういう数字が公取の調査で出るといふことは、たいへんやかましく大臣おつしやつておられるやうですけれども、依然五六%も通知してないといふのですから、それ以前の問題じゃないですか、どうなんですか、これは。

○説明員(松川道義君) 御案内のとおり、私どもが積極的に、いわゆる歩積み両建ての問題と取り組みましたのは、三十九年の六月からでございまして、その後三回にわたりまして通達を出すとともに、その内容につきましても、きびしく歩積み両建てのやうな慣行がなくなるやう、金融機関に対して要請してゐるところでございす。ただいま申し上げました七・〇%の公取委員会の調査による拘束比率も、かつて四十年五月は二一・五%でございまして、私どもは私どもなりに、このういつた望ましくない慣行が減りますやうにせつかく努力中でございす。ただいま御指摘の拘束通知の履行につきましても、四十四年の九月に通知を出しましたときに、書面による通知を履行しなさいといふことを強く要望いたしてございす。その結果、ただいま先生御指摘のやうな数字かど

うか、私どもはもう一度チェックしてみないとわかりませんが、まだ若干通知漏れがあることは事実のやうでございすので、この点はさらに注意して、こういう悪癖の少なくなるやうに努力してまいりたいと思ひます。

○竹田四郎君 若干通知漏れがある、じゃないでしよう。これは何か新聞発表ですが、約千七百社に対して公取がアンケートを出して、それによつて聞いたやつですよ。それについて金融機関で、五六%は通知をもらつてないと言つてゐるんですよ。若干くらの通知漏れのような認識では私は困る。あなたは、狭義の拘束預金は七%で、前回より一・五%減つてゐると言つてゐるのですが、口約束で、広義の拘束預金だなんてちつとも考へてゐないですよ。銀行がそれだけずるくなつたといふことです。これは二〇・七%あるわけですよ。どうも片方でそういうことをやつて、預ける人の企業の人だつて、汗とあぶらで稼いだんだと思ひますけれども、そつちだけ下がる。貸し付けるほうは、相変わらずそういうことをやつてゐる。これは金利が下がつてくると、こういうことが私はよけい起きてくる可能性があると思ふのです。よ。こういう姿勢を私は正してもらわなければ、預金金利の引き下げなんて一生懸命言つたつて、何言ひやがるといふのが私は庶民の感情だと思ふのです。これはさつそくもう一回検査をやつていただいて、この点はひとつ直していただく。そのことを大臣ちゃんと約束してくれなければ私困ると思ふ。

○国務大臣(水田三喜男君) いままで金融の正常化とかいろいろなことを言われてゐましたが、これがなかなか施策としてできなかったというところは理由があつたと思ひますが、ようやく超金融緩和の時期を迎えて、いままでいろいろ言つてきたものが、この際一つ一つ実現できるやうな条件を備えてきたときでございすので、一連の問題として、私は從來なすべくしてなかなかできなかったいろいろな問題も、これを契機に逐次私は解決していくものと思つて努力するつもりでございす。

○竹田四郎君 解決されていくものといふことで私は私は困るのです。他人まかせのあり方だと思ふのです。解決をしていくだけの検査権はあるでしよう、大蔵省持つてゐるでしよう、銀行に対する検査権は。銀行に行けば検査室までこれはつくつてあるくらいですからね。そういう成り行きまかせといふやうなことで、私はちつと困ります。片方で預金金利まで下げるといつてゐる時代です。それはもう少しびつちつとしてくれないと、びつちつとした姿勢を見せてくれないければ、私は銀行だつてそれに対応してみずからそれを直していこうという態勢はないと思ふ。どうですか大臣、もう少しはつきりした、自然の成り行きにまかせるといふことは困る。

○国務大臣(水田三喜男君) 成り行きにまかせることにはなつてゐる、やろうとすれば今度ではできるといふことになつてきたといふこととでございす。

○竹田四郎君 やつてください。

○国務大臣(水田三喜男君) はい。

○竹田四郎君 それでは次に移つていきたいと思ひますが、最近、総合政策研究会というものがパンフレットを出しまして提言をしてございす。「新段階における景気及び円問題対策」会長は有沢さん、それから理事、主査は土屋清さんという経済の大家です。この提言の中に、読みますと……、これは大臣お読みになつておりますか、お読みになつていただければ読む必要はない。

○国務大臣(水田三喜男君) あまり丁寧に読んでおりませんが、ざつとこのやうな趣旨のことが書いてあります。「本年度予算の最大の欠点は減税の欠如にある。減税は直ちに国民の消費購買力の回復を促し、公共事業の好影響があまり及ばない消費財産に活況をもたらすであらう。しかも消費者物価の騰貴、公共料金の引上げがさがたい今日、それに対する政策としての意味がある。財政主導型で、高福祉、高負担をめざして経済が進むとき、減税はそれに逆行するとの議論がある

が、基本方向はそのとおりとしても、他面財政の景気調整機能も重要であり、不況のとき減税を考へるのは決して誤りではない。また減税の財源がないとして難色を示す向きもあるが、財政特例法の制定で、いわゆる赤字公債の発行を行うか、あるいは懸案のギャンブル税を創設するか、その難易と時間的可能性を考慮して、下半期には三千億円程度の減税に踏み切る。なお減税にあたっては、一割天引きを実施することとし、不況克服後はその特典を廃止する。こういふような内容の趣旨の提言があるわけですが、これはもう何回も衆参両方で議論になっておりますが、景気回復過程に入っても、私はかなり急激な上昇というものは望めない。こういうふうな考えますと、やはり所得税の減税というものは、三千億程度はこれはどうしてもやる必要が私はあると思う。これは何回も質問が出てはいるわけですが、現在はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 私減税の必要はあると思ひます。ですから、この四十七年度の財政政策として、減税においては、四十七年度の所得税減税を、たとえば二千五百三十億円、住民税の減税を千億円、合わせて約三千五百億円の減税というものを四十七年度において国会できめていただければ、これは今年度の減税ということになろうかと思ひますが、これを一足早く昨年の十二月にやったというだけのごときでございまして、今年度減税をしなかつたわけではございませんで、本年度もりっぱに減税をしていまして私思つております。今後さらにどういふ減税をしたらいいかという問題は、この予算が執行される過程で、経済がどういふ状況になつていくのか、税収のぐあいがどうか、物価、所得——国民の所得水準がどういふ動きを示すか、いろいろな状況を勘案して、そしていつ、どういふ減税をやつたらいいかということとをきめねばいいのであつて、いま今年度の予算が動き出したばかりでありますから、もう少しその推移を見ないといふだけでございまして、これは減税が必要であるといふことは、もうもちろん

異論はございせん。したがつて、今年度も減税をしたといふことでございまして、その提言では、今年度減税しないといふことを前提としていふ。この前提が、まず提言が間違ひであると思ひます。

○竹田四郎君 この提言というのは、ごく最近出たのですよ。五月の十七日に出版されておるわけですよ。だから、その年内減税が行なわれたといふことは知つてゐるわけですよ。だから、いまの三千億が年内減税分のこれはあれですか、本年度に對しては二千五百億程度ですか、これを言つてゐるのじゃないのですよ。前年度やつたのが今年度でこう引き継がれて減税になつてゐるという意味じゃないですから、それを間違ひでないといふ意味でいいたいだきたいです。今年度として新たに三千億円程度の所得税減税をやれ、こういう提言です。これは一回ひとつ大臣読んでおいてもらわなさいかねですね。そういう意味です。それから、まあいまのお話では、減税をやらないといふふうには言つておられないように私は思つてゐるわけですが、それでよろしうございしますか。前のこれを引き伸ばして減税をやりましたなんて言われたんじゃ困るのですが、新たに四十七年度中に、まあ規模は何かあまりはつきりしてゐないやうでありますけれども、大体その程度の減税をやると、こういうふうな受け取つてよろしうございしますね。

○国務大臣(水田三喜男君) 年内減税といふのは、よくよくの場合の私は措置であると思つてゐます。普通なら、やはりその年の政府の財政政策として、予算案の審議とあわせて、その年の減税政策もあわせて行なうといふのが区切りのついた減税策であるといふふうに考えます。しかし、昨年はああいう異常なときでございまして、年内減税いたしました。本年も、もし経済が思うやうに上昇しない、見込みが違ふといふいろいろな事態がでてきましたときには、この経済の情勢を見てどう考へるかという問題が起ると思ひます。が、原則としては、やはり私は年度内減税といふ

のは、よくよくのときの措置であると思つておりますので、いま検討してゐるのは、来年度の減税として、いまこの減税策を検討しておりますが、これは繰り上げになる必要があるかどうかといふことは、もう少し先にいつてからでないか、いまのところはわからないといふふうに思つてゐます。

○竹田四郎君 大臣、私はこれはどうしてもやる必要があると思つてゐる。大臣は、さつき景気が回復して所得が多くなればよいと、こういうふうにおっしゃつたわけですが、ところが、ことしの春闘の値上げを見まして、去年に比べれば非常に低いわけですよ。実質的にはいまだで、大臣はそういう労働者の賃金がどういふふうにして得られてゐるか御存じあるかどうか知りませんが、いままでは、その賃金のベースは少なくとも、要するにオーバータイムでかさいでゐる、こういうのがあたりまえだつたわけですね。拘束八時間といつても、実際は十時間くらい働いてゐるわけですよ。それが景気よかつた時代の賃金のあり方ですよ。それが現在では、オーバータイムなんといふのは、ほとんど切られてゐるわけですよ。御存じのやうに、オーバータイムは二五%の割増しですよ。それが実際切られてゐるわけですよ。すると、なるほどベースは若干上がったとしても、今度は実質的なものにいけば、かなり違つてくるわけですよ。そういう面で、勤労者の所得といふのは、減つてきてゐるわけですよ。それに対して物価のほうは依然として下がる気味なしに大体上がつてゐる。こういうふうになると、片一方では、今度は預金の金利を下げるといふことになつてくると、これは私は、この際には、もう所得減税をやつていく以外にはないと思ふ。所得税減税がすべたといふ言ひませんが、所得がある者だけですから、ない者はとつとひいわけですから。そうしてみると、どうしても私は年内に減税をしなればおさまつていかないと思ふ。政治的判断、経済政策は経済政策の立場としてありますけれども、政治的判断としても、私はおさまつて

いかないのじゃないか、ですから、どうしても、多くの人もそれを言つてゐるわけですね、非常に多くの人が。これは有沢さんだけではない。かなり多くの人がそれを言つてゐるわけですよ。総理大臣もその点を示唆してゐるやうに、衆議院の何の委員会でありましたか、そういうことをおっしゃつてゐたわけですよ。それで私は、どうしても年内減税がある。大臣の答弁も、もう一歩は進めていただいてもいいんじゃないか、誤りがないのじゃないかと思ふのですが、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) いつも答弁してゐるのとおりでございまして、まだ先の、いまことしの予算が動き出したばかりであつて、先行きどうなるかわからないときに、年内減税をもう一ぺんするという約束をしつたといふものもいふん無理でございまして、事態を見て善処するといふ以外には方法はないと思ひます。

○竹田四郎君 まあ大体国民は、おそらく年内減税があるものといふやうに期待してゐる人が多いと思ひます。新聞もそう書いておられます。経済雑誌もそう書いておられます。実際の経済情勢といふものも、ほぼこれと同じやうな状態でありまして、まあ先に延ばす、いまきめろ、それだけでここで議論しても時間の空費になりますから、私としては先に問題を進めなくちやならないと思ふのですが、われわれとしては、おそらく年内減税あるものといふやうに理解してゐたい、こういうやうに思つておられます。

それから最近、本土でも、あるいは沖縄でもたいへん土地の買い占めといふことが行なわれてゐるわけでありまして、本土でもたいへん法人関係の金の使い道がないといふことで、土地に投資をしてゐるやうで、大蔵省としてもヒヤリングをやつてゐる、あるいは調査をやつておられるやうであります。その結果は、どういふやうな結果が出てきておられますか。あるいはまだヒヤリング中でありますか、その辺はわかりませんが、すけれども、どういふ状態ですか。

〔理事柴田榮君退席、理事嶋崎均君着席〕

○説明員(松川道義君) ただいま大蔵省で、地方財務局を動員いたしましたして、各金融機関から種々の聞き取り調査をいたしております。その項目のうちで大事なものとしまして、土地関係の融資についての状況を聴取いたしております。ただ本件は、最近の、いわゆる超金融緩慢下における、金融機関がどのような融資の姿勢をとっているのか、土地関係、有価証券関係等につきまして、銀行の融資が、その価格暴騰に非常に影響があるのではないかと、これを総合いたしました聞き取り調査を行なっております。ただ第一回と申しますか、全部聞き取りました段階では、必ずしも土地関係のみにつきましては、非常にこまかく話を聞くという段階にはまいりませんでしたので、いづれ土地の関係につきましては、あらためてさらに疑問のあるところを具体的に聞きたい、このように考えております。

ただいままでの段階で、全国銀行につきまして聞き取りをまとめましたところでは、今年の二月末の貸し出し残高が、前年の同期に比べて二・三・八%増加いたしております。その中で、土地関係が一番密着していると思われ、不動産業及び建設業を抜き出して、これに對しまして貸し出しの残高を調べますと、四七・三%の増加という比率になっております。この比率から見ても、銀行が、不動産業ないしは建設業に対する貸し出しを相当進めておるといことは言えるかと思ひます。ただ御案内のとおり、これらの業種に対する融資は、必ずしも土地の購入代金そのもののみではございません。私どもはまだファイナルな集計はいたしておりませんが、現段階では、おそらく五分の程度が土地そのものの購入代金ではなからうか、このように考えております。さらに土地関係のこういった融資につきまして、非常に伸びの激しいもの、その他につきましては、あらためて詳細な聞き取りを行ないたい、このように考えております。

○竹田四郎君 これはなかなかむずかしいことだらうと思うんですけれども、買つてすぐ売るといふ、投機的——すぐ投機に使うという買ひ方、あるいは買つてしばらく寝かしておいて、それから売り飛ばすというのが、一番多いんだらうと私は思ふんです。それから実際に何年か後にそこに企業が移転するとかいうことで、土地買収をしていくというものもあると思ひますね。それから不動産関係あたりは、もちろん住宅用地としてこの際買つておこうというのもあると思ふんですが、ひとつその使用目的というものが、そういうものもちゃんと調べていた方がいいと、ただ土地のほうに貸しているのがどのくらいあるというところだけでは、私は土地政策というものが将来生まれてこないんじゃないか。そういう面では、その使用目的等についてのヒヤリングなんかはどうなんですか、かなりはつきりと握つて、そのヒヤリングの中で握つておられるんですか。どうなんですか。

○説明員(松川道義君) 第一次の聞き取りの段階におきましては、極端に大きな金額と思われ、そのものにつきましては、その使用目的等につきまして、聞き取りをいたしております。その中には、相当大きな地区の、いわゆるディベロップメントの融資というものが入っております。ただ全体につきましては、目的別にどういう分類になるのか、ただ土地をいわゆるブローカーのようにしばらく買つて置いておいて、そのまま売るといふ、そういう体質の不動産業者などに對するものであるのか。それとも、いわゆるまじめな不動産業者と申しますか、土地を買ひまして、これに對してかかるべき造成事業を施しまして、国民のために、あるいは住宅用地であり、あるいは工業用地であり、あるいはその他の目的のために加工して、加工した上でこれを国民に供する。そういう種類のものであるのか、いろいろのものが含まれておると思ひます。その辺の事情は、さらに第二次の聞き取りによつて、できるだけのことばはやつてみたい、このように考えております。

○竹田四郎君 私は、この使用目的というものをある程度おまとめになるのはけっこうでありますけれども、これは何とでも言ひのがれのできる問題だと思ひます。

(理事嶋崎均君退席、委員長着席)

そういう意味では、その企業が持つてゐる用地について、ある程度土地税制というものを別個に考へていかなければ、結局何とかなんとか言ひのがれをして、そうしてその土地の売買益によつてもうける。そうしてそれは、今度は公共投資をやつていくときにたいへん大きなじやまになるというやうなことが私は必ずあり得る。こういうふうに思ふのです。そういう意味では、法人のこの土地の大量買収ということを一つの契機にいたしまして、土地税制の強化ということを何らかの形で私は考へるべきじゃないか。そうしてその要もないのに長い間、もうけるために手元に置いていて、そして、そうしてせつかく土地の利用をばばんでいくというやうな点が出てくるのではないだろうか。そういう意味で、ひとつ法人の土地税制の強化ということは何らかの形で考へていくべき時期にある、こういうふうに思ひますが、大臣いかがですか。

○政府委員(高木文雄君) 土地の問題はもろもろの経済、財政政策の障害になる問題でございまして、そこで、どのようにして安い土地を円滑に大量に供給できるようにするかというの、あげて諸施策をもつて考へなければならぬ。その際、税制もまたそのためにいろいろ考へをしなきゃならぬというふうには私も考へております。ただ、税制は税制によりましてこの誘因効果というものはおのづから限界がある。特に土地税制につきましては、どちらかといひますと、税の税制上のメリットというものは、補完的なものではなからうかというふうには考へております。現に前回の、昭和四十四年度の税制改正で、個人の土地につきまして、長い間ずっと以前から持つておられる土地を売られる方については、分離課税にして安くします。それから最近買つて売るといふ場合

には、これまた分離課税にしますが、そのほうは高くしますという制度をとつたわけではございまして、その制度をとるにあたりまして、税制調査会等で御議論になりました際に、実はこれはその所得税だけで土地問題が片づくということではなくて、土地問題についての税制は、補完的作用を果たすものという認識のものにスタートしたわけではございまして、まあ私も前から見ますと、やや残念ながら他の諸施策のほうがおくれがちであるというところで、ある面では所期の効果をあげてかたりの土地供給を行ないましたけれども、ある面では、課税の公平という面から見ますと、かなり、いわばデメリットが伴つてゐるわけではございまして、その四十四年度の改正の経験に徴しますと、非常に問題があることはわかつておりますが、土地問題が非常に問題であり、その解決のために税制でいろいろ考へなきゃならぬこともよくわかつておりますが、他のものもろもろの土地政策との、どういふ均衡をとりつづけるのかという点、この点をよく考へないと、税制だけが先行いたしますと、税の本来の目的である公平性を失ふことがあまりにも大きくなるおそれがあるという関係にあるかと思ひます。しかし、いづれにいたしましても、論議を行なうときではございませぬのでありますから、手段方法として、どういふものがあり得るか。たとえばいま御指摘のように、法人税についても、何か土地だけに對しては別途の法人税を考へたらどうかというやうな点についても内々考へておりますが、まだ具体案を立てて、たとえば税制調査会にはかかりまして、いろいろちよつとお触れになつておりました実態調査等が、建設省を中心に行なわれたいと思ひますので、その辺の結果等も拝見をいたしまして、その上に立つて大いに勉強してみたいというのが、現在の私どもの考へ方ではござい

○竹田四郎君 そうすると、それは一体いつからそういうものを考へるかということもまだ考へら

れていない。たとえば四十八年度からそういう法人の土地に関する税制というものをやってみようという考え方は全くないということですか、どうですか。

○政府委員(高木文雄君) 土地の問題につきましては、非常に多くの方のお考えがいろいろあるわけでありまして、たとえば先般の市街化区域におきます農地の宅地並み課税の問題等につきましても、いわば方針がいろいろ変わるといふようなことになっておるところで、おわかりいただきますように、住宅の用地の確保という見地からものを考えるというのと、それから現に農地を持つておられる農民の立場でものを考えるという場合と、そこで利害が衝突するわけでありまして、それをどうのようなテンポで、どの程度に進めていくかというあたりが一番むずかしいところであらうかと思ひます。で、法人と申しまして、千差万別でありまして、大きい法人もありまして、小さい法人もありまして、業種といたしましても、デベロッパーのようなものもありまして、単に、いわば担保といふんです、企業の安全のために、将来の値上がり期待して土地を持つておるようなものもあり得ると思ひますが、それをどうのようにして仕分けいたすべきかという具体的なテクニクになります。で、なかなか発見がむずかしいわけでございます。で、私もは、しかし、ただいま御指摘のように、四十八年度には全くやらないかと、こう強く言われまして、そうだとするに、私は申し上げられないわけでございます。他の諸施策の進み具合によつて、他の諸施策が非常に早く進むことを私も期待するわけでありまして、他の諸施策についてのものもろもろの考え方が、速いスピードで進んでいきますれば、私どもも、法人についても、場合によつては四十八年度に間に合うという形で考えられるかもしれないし、他の諸施策のほうはなかなか進まないものであれば、こちらだけが先へ行くというわけにはとていまいかないうことでありまして、やや逃げのお答えのようになりますけれども、どうしてもこ

れは、他の諸施策との関連を離れては考えられないわけでございますので、税制だけでは解決はつかないというところからいたしまして、そのタイミングにつきましては、ただいまの段階で、はつきり申し上げにくいと思ひますが、私ども自身が見通しを十分持ち得ない状況にあるというふうに御理解願ひたいと思ひます。

○竹田四郎君 大臣、この土地政策というのは、これはもうだれからも言われておる通りに、政府の政策というものはもう無策にひとしい。これはもう大体言われておるわけですね。まあたいへんむずかしい問題だとは思ひます。そう簡単な問題だとは思ひませんけれども、しかし、ここで政権交代があるから、その問題はしばらくお預けにするという、それだけの理由じゃこれは困るわけですね。政権交代があるうがなかるうが、これは急速に進めていかなければ、今後の公共投資の充実も、結局一部の者にうけられてしまうという結果に終わると思ひます。これは個人の場合と違ひまして、なかなか長期間持つであらうということも予想されます。何かほかのものにしておいて、しばらくの間待つて——ゴルフ場なんか一つのいい例じゃないかと思ひますけれども、そういうようなことがありますが、これは私は、その全体的なものがいくという一つでありまして、あんなに長く持つても、得にならないということをやっぱり知らせる意味も私はあると思ひます。そういう意味で、必要なとき買えばいいんであつて、それをいたずらに長く持つて、その増加益をひとつ何ともしようなんというのとは、これはちよつと政治の上でも感心できないことですからね。そういう面でも、まあ、いま主税局長のお話、私は一応了承しておきますが、少なくとも四十八年度から少しチェックのかかるような法人土地税制というものを考えてもらわれないと、公共事業はこれから、来年度からもおそらくかなり大規模にやつていけるだらうと思ひますが、そういうものに対する非常なマイナス要因

になつてくるんじゃないかと思ひます。どうですか、その辺、もう少し促進をしようとして、税制面からも——補完的な働きではあらうと思ひますが、税制面からも積極的に進めていくという形ではないと進んでいかなければいけないかと思ひます。どうでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) そのとおりだと思ひます。で、税制調査会と役所がこの土地税制の問題でちよつと一年以上取り組んでやうやくきまつたのが、個人が長く保有している土地についての分離課税ということでございますが、どう考えても、早く土地を放させようとするために、税制を強化しては、この目的は果たせない。土地を安くしようとするのなら、税を重くしたのでは、どうしても税の分だけやはり地価に計算されますので、安くはならぬと。地価を高くないといふことを、供給をもつと潤沢にしようといふことを目的とする限りでは、税を重くしたら、その目的を全部阻害するといふことになつたので、その辺で、税制調査会も私も、なかなかいい案がでなくて現行のような税制をつくつたわけですが、これでもやはりいまになりましたというところ、これはまた特別に土地保有者を優遇した制度であるというふうなことで、いろいろな非難が出ておるような状態、この制度についても、あるいはまた検討しなければならぬという問題が起るかも知れませんが、いずれにしても、いま主税局長が言いましたように、他の施策等があつて、それと関連して税が補完的な役割を果たせようといふことでしたらいろいろ考え方があつて、思ひますが、税制だけで土地問題の解決しようという限りにおいては、なかなか適切な策がないというところで、いまはつきりした、自信のある結論は出ておりませんが、しかし、来年度までには何とか土地に対する税制の問題も、もう少し掘り下げた解決案を私どもはつくりたいというふうに考えております。

○竹田四郎君 まだほかに問題も、法人税関係で聞きしたいこともあるんですが、所得税の老年

者控除について一言だけ大臣にお聞きしておきたいと思ひますが、所得税法の第二条で、老年者というのは、六十五歳というふうになつておるわけですね。それで、今度の場合老人の扶養控除は七十歳ということにしてあるんですが、どうしてそこで五歳サバを読んだのですか。

○政府委員(高木文雄君) 今回新しく制度として設けられました老人扶養控除の対象年齢を、七十歳以上とするか、六十五歳以上とするかというところは、一つの問題点であつたわけでございます。結論として七十歳以上といたしましたのは、国民年金法による老齢福祉年金、それからまた老人福祉法による老人医療の無料化制度、また生活保護法によりまして、この老齢加算の対象年齢が何歳になつておるかということ、それらを考えまして、今回の老人扶養控除制度は、一種の税法上の制度ではございますが、もろもろの社会福祉制度の環境という意味もありますので、それと合致するといふことのほうがよろしいのではないかと、この七十歳といふことになつたわけでございます。現在、ただいまお話しございましたように、老年者控除が認められる年齢は、六十五歳といふことになつておりますけれども、老年者控除というのは、所得の獲得者自身について認められる控除でございますので、今回のように、老人を扶養している人について認められる老人扶養控除とは、必ずしも合致するといふのではないかと、いふ考へ方に立つたわけでございます。

○竹田四郎君 そうすると、六十五歳から七十歳未満の人はどうもいんだといふことになるわけですね。この人たちは何ら何もしないといふことなんです、厚生省からお見えになつておられますか。一体六十五歳から七十歳までの老年者ですね、それは一体どういふ生活をしておりますか。自分で所得があつて、それで十分それで生活できるといふような人が大半ですか。どうなんですか、その辺。

○説明員(山口新一郎君) 六十五歳から六十九歳のお年寄りがどういふ生活をしておられるかとい

○鈴木一弘君　その郵政審議会の最終結論というのは、これははたして出るのでしょいかね。いわゆる結論出ずという場合もあり得るのじゃないかという感じがあるのですが、その場合はどうなんですか。郵政審議会の結論が出ない、あるいはもう一つは金利引き下げをするべきではない、こういう結果になった場合には、どういうふうになりますかということですが、金利引き下げのラウンド

○國務大臣(水田三喜男君)　これはいまの事態に

○鈴木一弘君 これはすいぶん大臣乱暴な議論であり得ないというふうに思っております。

ございまして、半分半分ぐらいで相当論議がされている。御承知のように、これは郵便貯金に限らないです、預金の金利も同じですが、預金金利、

貯金金利、両方とも引き下げについては、国民のほうからの反対の強いことは十分御承知のとおりでしょう。一つの郵政審議会のほうでそういう声

が上がつてきている。これは賛否両論というよう
なかつこうですけれども、へたをすれば、これは
出ない場合もあり得るということを考えなきゃな

らないでしょう。そういうことはない、こう規定していらっしゃるということはどうもわからないんですがね。そこで、それじゃ、必ずしも私は

大臣がおっしゃるように、銀行預金の金利を下げるのだから、郵便貯金のほうも下げるべきだというふうにいまおっしゃっているのですが、連動さ

せなきやならないというのは、ちよつと金融機関としての性格が違っておりますからね、はつきり申し上げて。郵便貯金の場合、は、財投の原資に

なっていくわけでありますから、一方のほうはそうじゃないわけであります。そういう点で、同調してやらなきゃならないという理由づけは非常に

ないんじゃないかという感じもするんですが、どうですか、この点は。

○説明員(松川道哉君) 確かに郵便貯金を、一般

の金融機関の預金に比べますと、若干の差異はあるかと思ひます。ただ、その間に、非常に大きな

違いがあるという事は考えられませんが、特に金融全体、金利体系全体の中におきまして、郵便貯金の貯金金利がどうかという事を考えます。そこに御指摘のような大きな差はないのではありませんかと私は考えております。したがって、先ほど大臣からの御説明にもございましたように、いままで金融機関の預金金利が上げられまして、これに連動いたしまして、郵便貯金のほうの貯金金利も上げてまいってきております。そこで、もし郵便貯金金利が、今回のような引き下げの場合に、貯金金利だけ下げないというふうなことになるかと、私も思いたしまして、やはり金利体系上そこにアンバランスが生じるのではなからうか。そしてまた、そのアンバランスが、ひいては金利政策全体を整合的に運営してまいります上におきましても、問題として残り、非常に政策運営を困難にしてくるのではなからうか、このように考えております。そのことは、御案内のとおり、郵便貯金法第十二条にも、そのことを受けて、もう一つの条件が書いてございますが、それとあわせて、郵便貯金の貯金金利を定める場合には「一般の金融機関の預金の利率についても配意しなければならぬ」と、はっきり明定してある次第でございます。

そこで、今回の場合でございますが、先ほど来当委員会ではいろいろ御議論がございまして、金利全体につきまして、これを引き下げていくという事が、当面の非常に重要な政策課題でございます。そういたしますと、過去一年半ばかりにわたります、貸し出しサイドにおきましては、公定歩合を五回にわたって一・五%下げるといふ政策を中心にして、貸し出し金利のほうの引き下げがはかられてきたわけでございますが、現段階にまいりますと、さらに貸し出し金利の引き下げを期待するには、やはりその資金の原価である、コストである預貯金の金利のほうにも手を加えなければならぬ、ここで手を加えなければ、そこに貸し出し、それから受け入れ、両面においてのアンバランスというものがどうしても出てくるのではなからうか、このように考えられますので、このたび郵便貯金も含めた預貯金全体について金利の引き下げということを検討しておる次第でございます。

○鈴木一弘君 これは大臣、私はいまの検討のしかた、わかるのです。預金の場合、わかるのです。銀行預金、いわゆる民間の金融機関の場合にはそのとおりだと思います。貸し出し金利が下がって、預金金利だけが上がっているという事は動きがとれないでしょう、それでは今度は、一方の郵便貯金の場合には、今後はそれと連動させるという感覚じゃなくて、いわゆる財投の原資から出てくるから、何分という利子を取るわけでありまして、そのほうの財投の原資から出てくる場合、これが開銀そのほかも出てまいります。そういうものの貸し出しも下げる、当然いわゆる郵便貯金から財投は借り入れているわけでありまして、その利子を出さなければなりません。それが下がってくるというふうになる、何かそういう一方のほうのやはり貸し出し金利を縮めるからやむを得ないというふうな形か何かがないと、預金と連動だかというところだけでもっていくのじゃ、ぼくは納得できない部分があるのです。財投そのものの中で、こういうふうにするから、こうなんだという事はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) これはもう当然でございます。政府の金融機関の基準金利であるこの八%というふうなもの、さらに一段の利下げを私も考えておりますし、そのためには、このいまの六分五厘のもので運営するということも、これはもう一段低めにしなければならぬという事になります。一連の問題については、いま検討中でございまして、当然貸し出し金利を下げることを前提とした預金金利の引き下げでございます。

○鈴木一弘君 私は、だから公定歩合が下がってくるから、一方の預金金利を〇・五%下げるといふような論議で、だから郵便貯金だけをすぐ連動させるというものでなくて、大臣がいま検討をしておりますと言われたその中身のほうを先に出して、こういうわけだからということが必要ならば、これは説得力は全然ゼロだということです。それを一緒なものに扱っているものだから、私もそれはとてもじゃないけれども、預金と貯金とひっくるめて引き下げるのは反対であると言わざるを得なくなってくるのは当然なことなんです。そういう点が私はよくわからない。もう一つは、公定歩合そのものが、預金金利の引き下げが前提であるという事で引き下げていくわけですから、そうであれば、公定歩合そのものの主体性というものはどうなってくるのですか、これが預金金利によって、公定歩合を上げたり下げたりしなければならぬという、どっちが主人公で、どっちが家来だかわからなくなってくるわけなんです。公定歩合の主体性はというふうにお考えですか。

○説明員(松川道哉君) 御指摘のとおり、公定歩合は、金利政策の一番重要な手段といたしまして、日本銀行の政策委員会が決定いたしておるものでございます。したがって、理論的には、現在の種々の資金の需給関係、また経済の活動に対して金融がとるべき役割、そういった種々の要素を総合的に勘案いたしまして、日銀の政策委員会がこれを自主的に決定すべきものであろうかと存じます。ただ公定歩合がきまっても、これは全体の、貸し出し、預金、両面を含めた全体の金利体系の中に占めております一つの金利でございます。ある程度の幅で他の金利にも影響を与え、その主導的な役割りを果たしていくという事もございますが、ある限度までまいりますと、そこから先は、なかなか公定歩合だけ先に上下いたしましたとしても、それが他の金利を引っ張っていくことにはならないような状況になることがあろうかと存じます。そして、現在の段階で、御案内のとおり公定歩合が非常に下がりまして、結果、たとえば金融機関の定期預金の金利と比べまして、若干アンバランスがございまして、理論的に、同じ人がプライムレートで金を借りて、一年ものの金利に回すと、そこでかえってその金融操作によってもうかるというふうな事象が現に起こりつつあります。そこで、片一方の預金のサイドをそのままにいたしまして、貸し出しのほうの引き金である公定歩合をさらに一そう低下いたさせますと、その間預金と貸し出しとのアンバランスが出てまいりまして、金利体系全体に非常に大きなひずみをもたらすことになる。このようにならざるを得ない、全体の金融というものが流れ、また適正な量というものが非常に大きく乱されることにならうかと存じます。したがって、ある段階にまいりますと、公定歩合が、本来は自主的に、また他の金利に対して影響を与えるよう、主導的な役割りを果たすべきではありながら、ある段階にまいりますと、ほかの金利、特にその決定が、日本銀行の政策委員会以外のものの中にあると、日本銀行の政策委員会以外のもので決まるといふことがありまして、金に拘束されるという事があるわけでございます。

○鈴木一弘君 これはいずれにしても、この問題がこのようになってまいりますと、金利引き下げの問題よりも、ほかの問題で、いわゆる景気の振興策をはかたらどうか、まあ大蔵大臣の感覚の中には、景気はすでに底入れをしていると、ここですらにこの回復というものを早くするには、その引き金になるのは金利の引き下げである、こういうふうな御感覚があまりにないのか、あるいは、そのを、ほんとうに本気になって考えるという事が大事じゃないかと思うんですが、その辺のお考えはいかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) それ以外の対策もいろいろ大事でございますが、特に金利の問題は、経済が国際化した現在において、ひとり一國が金利でわが道をいくという事は、これは許されません。日本の現状を見ますと、まだ諸外国に比して、実質金利は高いのでございますから、この国際化の中で、この金利をこのままにしておくことのいろいろな問題という事を考えますという事、

ひとり国内問題だけではなく、対外的に日本の金利を下げる時に、もう下げることを迫まられておると言っても差しつかえない事態であると私は考えます。

○鈴木一弘君 それじゃ大臣、今日の外貨準備高が二百億ドルになろうと、こう言われておりますけれども、実際問題として、公定歩合が引き下がり、預金金利が下がりということ、どのくらい外部へ流出していく、あるいは短期資金の流入がなくなる、こういうふうにお考えでございますか。

○政府委員(稲村光一君) ただいまのお尋ねの件でございますが、内外金利差の關係、これはまあ直接間接に、國際收支にいろいろと影響があるわけでございます。御案内のとおりと存じますが、この一つとして、金利水準といたしまして、短期のもの、それから長期のもの、両方それぞれまた違った意味があるかと存じますが、現在の短資の關係を見ますと、先ほど大臣が御答弁されました内外金利差による流入圧力、それから流出に対するチェックと申しますか、流出に対するインセンティブをなくさせる、こういうようなことでございまして、これがさらに国内景気を振興させることにあります。間接的な影響というものは別といたしまして、通貨調整後なかなかの短資の流入圧力が減らないということの中には、非常にいまの内外金利差というのが強かったわけでございます。むしろ、さらに申し上げますと、短資の流入圧力が強いというの裏には、単に内外金利差だけではなくて、ドルに対する不安と申しますか、そういうこともあることも事実でございます。それから、したがって、これは総合的に考えてまいりますと、たとえば公定歩合が幾ら下がった、そうすれば具体的にこのぐらゐ短資が流出する、というふうな計算はなかなかむずかしいわけでございます。計数的には申し上げられませんが、いかに、現在のところでは、むしろこの流入圧力をいろいろな規制によりまして押えておるといふ状況にあることは御承知のとおりでございます。そう

いう意味で、国内の金利水準が下がりますと、それによって流入圧力がそれだけ減るといふことでございします。

もう一つ、長期の問題でございますが、たとえば日本として長期の資本輸出をなるべく盛んにしてまいりたい。これが國際收支のため、対均衡のために非常に重要なポイントであるわけでございますが、たとえば外国の政府なりその他が国外で起債をしたい、長期の起債をしたいといふときでも、長期の金利がやはり國際的に見て相当に高いといふことのために、なかなか本来の意味での東京市場での起債がその点でチェックを受けるという点も事実でございます。この点は、借り手が、幾ら高い金利でもよいというふうな借り手は、どうも東京市場のほうからいたしますと、やはりあまり良好な借り手ではない。むしろ東京市場を利用してもらいたいという借り手になりますと、どうしても國際的な各長期の資本市場との比較と申しますか、ほかと比べても日本で起債するのが有利であるというふうな借り手というのが一番望ましいわけでございます。そういう意味でも、長期資本の輸出といつても、国内金利水準が下がってまいるといふことになれば、非常に有利であると言えるところと存じます。

○鈴木一弘君 その理由等はよくわかりました。が、一体どのくらいが見込まれるという計算も全然なさっていないのですか、めども。おおむねのところをお聞きしたい、たとえばどのくらい出ていくというふうな。

○政府委員(稲村光一君) ただいま申し上げましたとおり、この流入圧力につきましては、金利差だけの問題ではない点もございします。その点はどういうふうになりますか、そのところを非常に計数的に見込みを立てることが非常にむずかしいわけでございます。たとえば月にどのくらい出るのか、あるいは年間どのくらい短資の流出があるというところは、これはなかなか計数的に申し上げにくい点でございます。

○鈴木一弘君 申し上げにくいことはわかりますけれども、しかし、大体の計算ぐらゐありませんかね。それじゃ、このぐらゐ今度は預金金利を下げようとか、あるいは下げさせようとか、そういうことが不可能になるのじゃないでしょうか、めどがないというふうになりますか。じゃ、そういうふうな、どうなるかわからない、他からの圧力は弱まるであろう、流出も促進されるであろうといふことは、画然とした何か説明と申しますか、理由の説明には私はならないように思うのですけれどもね。そういう点で、やはり金利操作の問題だけじゃなくて、やらなきゃならないというふうにしか考えられないのですけれども、やはり大臣は、金利の問題が最大の目玉だと、こういうふうにお考えですか、いかがでございますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 今度の七項目の対策のうちで、輸出、輸入についての対策も重要でございますが、やはり金利政策もこの七項目のうちではやはり重要な政策の一つであるというふうに考えております。

○鈴木一弘君 いまの大臣の答弁でもおっしゃいましたが、私は大体これは目玉だと思ふのです。はつきり申し上げて、外貨減らしという政策がこれからの經濟運営の目玉ですからね。これがその中の一つの目玉ですけれども、そういういたいまのような状態、預金金利、貯金金利の問題から踏み切るのにはそう容易じゃないだろうという感じがします。そうすると、これよりもむしろはつきり申し上げて、經濟企画庁が外貨減らしのことを外貨対策の中で出した所得減税、このことのほうが、これはすぐやるべきじゃないかという感じがするわけですね。今度の四十七年度予算の自然増収といいますが、昭和四十六年度当初予算に対しては五千六百八十五億です。こういう点から考えても、やはり景気を進行させる、あるいはその引き金を引くというのであれば、前回もこの問題で大臣から確たるものがなかったのでございますけれども、どうしてもここではほんとうは減税を打ち出す

のが当然じゃないか。税法の通らないうちに、減税なんか打ち出せませんというかも知れないけれども、そういうことのほうが、金利の問題よりも先に行くんじゃないかというふうにいふ考えはおるわけでありまして、いかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 本来ならば、この七項目というものは、予算の編成と同時に一緒に考えていい政策であると思ひますが、予算の中には、御承知のように財政政策として、この大型な予算、それからいまおっしゃられる減税というふうなものも一応入っております。減税といふことで、したがって、それはそれとして、この国会を通過したことでございします。そのほかにこれと並行して、そのほかにすべき当面の施策といふことになりまして、今度あげたものが当面の施策といふことになるので、これをこゝへ列挙して閣議で決定したといたしてございします。減税といふことは、今後經濟の動きを見てどういふふうにきめるかは、さつき申しましたとおり、これからの様子を見なければわかりませんが、今回この七項目の中へ減税が入らないというところは、もう財政政策としてすでに予算が通過しております。この予算の中にそういうものが織り込まれておりますから、予算以外の問題について、ここに今度は金融政策と、それから予算についてはもう通過しましたから、通った予算の執行についての公共事業促進といふことを一項目あげたというだけでございします。

○鈴木一弘君 私は、前の八項目がございしました。それは本年度の予算が通るときまでの段階の問題だと思ふんです。それではとうてい間に合わないといふことで、ここでの七項目の対策がきたわけでありまして、それは当然当初予算がきたときに七項目があつたならば、私はいまの大臣の答弁はわかります。しかし通過したあとでもってできた七項目ですから、そこへ当然減税を入れなきゃならない。それは通つたあとでまだ足らない、執行は早めましょう、これはわかります。執行を早めるということと公共事業の支出の

下がるということになりますと、その限りで連動性はございます。ただ、おっしゃいますように、銀行そのものと、日銀間との取引は、かつてのような状況ではございませんので、その限りで影響度の違いはあろうかと思いますが、公定歩合が下がれば、民間の金利が下がるという、その関係はいまでも存在いたしております。

○栗林卓司君 いまお話の全銀協の自主規制金利というのは、公定歩合というものを媒介にしない、それを下げるという政策指導はできないんですか。

○説明員(松川道哉君) 現在までのところ、そのような公定歩合を媒介といたしまして上げ下げするように指導してまいっております。今後どうするかについては、ただいまのところ変更する考えは持っておりません。

○栗林卓司君 しかし、いまのお答えのように、まあ日銀と民間金融機関との関係が全くなくなつたとは言えないにしても、一ころのような強い結びつきというものはなくなってきたわけですから、公定歩合をコンマ五%下げたから、したがって、当然の理路の帰結として、コストが下がったんだから貸し出し金利も下げない、こういう関係ではなくてきたというところは言えると思うんですが、いかがですか。

○説明員(松川道哉君) 御指摘のとおりでございます。かつてでございますれば、公定歩合が下がりましたから、それを有力なことでして、民間のほうの貸し出し金利を下げさせるといことが可能でございます。現在のような状況になりますと、やはり銀行といたしまして、その資金コストである預金のほうの金利にやはり手をつけなければ、ある程度以上に切り下げはできないという事情にございます。

○栗林卓司君 いまのお答えの中でもお答えいただいているのですが、確認の意味であらためて伺いますと、今回御提起になつて公定歩合の引き下げというのは、直接的には預金金利の引き下げを目ざしたものであって、間接的にその効果と

して貸し出し金利の引き下げを期待するものでしょうか。従来ですと、公定歩合を引き下げれば、当然民間金融の資金コストが減る。だからまた貸し出し金利を下げないという順序が、今度は預金金利を下げないことには貸し出し金利に話がいけない。したがって、公定歩合コンマ五%下げるとい直接のなわらひは、貸し出し金利を見つめていられるんだと、そう考えて間違いないと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○説明員(松川道哉君) 先ほど御説明いたしましたように、公定歩合が引き下げられますと、自主規制金利の最高限度が引き下げられます。私どもただいまの景況状況下におきまして、いわゆる新円対策におきまして金利を下げるといことを考えておりますのは、主として、あくまでも貸し出し金利の一その引き下げでございます。このことは、いわゆる新円対策の中の文言からもはっきりとお読みとりいただけるかと存じます。

○栗林卓司君 たいへん慎重なお答えなんです、そのお答えされる気持ちはわかるんですけど、その全銀協の基準金利を下げるといっても、従来は日銀に対して借り入れが多かったわけですから、公定歩合を、プライムレートをどういじるかというところは、銀行経営に直接関連があった。したがって、その話はわかる。ところが、いまになりますと、日銀に大幅に借り入れてるわけではございませんから、一般の預金者に対する預金金利を下げないか、貸し出し金利が下がらない。その意味で、最終的には貸し出し金利をもちろん期待されては困るんですけど、今回のコンマ五%というのは、直接預金金利に対する連動を期待している。だから、郵便貯金の金利が下がらないと、公定歩合コンマ五%の発動もその時期まで延ばさざるを得ない。こういう関係だと思つても見ざるを得ないと思うのですが、そう考へざるを得ないじゃないでしょうか。

○説明員(松川道哉君) 私どもはあくまで今回とっております政策の目標は、貸し出し金利の一その引き下げを行なうことにございまして、こ

のため、各種金利を引き下げる。このためというのは、ただいま先生御指摘のような、金融の背景の事情が若干変わつてまいりまして、そのことによりまして、金融機関のいわゆる資金コストと、貸し出し金利との関係が、かつてのように公定歩合を引き下げることによつて、コストが下がるという関係が薄らいだことが、環境の変化として認識されてはおります。しかしながら、あくまでも私ども、政策として意図しておりますのは、貸し出し金利を下げ、これによつて景気を回復し、国内の需要を喚起して、ひいては国際収支の均衡の回復に貢献したい、こういうことでございます。

○栗林卓司君 たいへん繰り返しの答えなんですけれども、もしかりに、もちろん目的はそうだと思います。ただ、かりにそういうことで預金金利を下げざるを得ないんだということであれば、貸し出し金利と、預金金利の差というものが、銀行経営をとらえてみた場合に、もはや限度であるということが明らかにされないかと、やっぱり説得力はないと思うのです。政府にとつて、手近な問題の財投コストということ考えましても、かりに御提案のように、郵便貯金の金利をコンマ五%下げた場合に、財投の資金コストは六・五から六%になるのか、あるいは六%を下回るのか。いま、たまたま身近な財投を例に使ったんですけれども、全部いま六・五以下になるかはこれからのことでしょうけれども、それも六%に落ちる。いまコンマ五%で並行的に連動してしまふんだというような感觸の御説明ばかりだと思つたのです。ところが、貸し出し金利は下げる。その間に民間金融機関の企業努力というものがあつて、初めて預金金利というものがきまつてくるわけなんです。これは従来のプライムレートとは全く違つた問題だと思つたのです。したがしまして、大蔵省として、全銀協の基準金利は幾ら下げなさい、その結果として幾ら預金金利を下げるかというところは、この間に企業努力があつて初めてのことです。ところが、これに対する御説明なり、大蔵省の御判断というのは、ほとんどこれまで聞か

れてこないんですけれども、当然の理として、同じパーセント、プライムレートも今後下がつたら、預金金利も下がつてもよろしい。その間の企業努力はゼロと、なぜお考えになるのか、具体的な根拠があつたらお示しいただきたいと思ひます。

○説明員(松川道哉君) 先ほど他の委員からの御質問に対しても御説明いたしました。私ども、過去一年余にわたつて公定歩合を下げたまいりましたが、そのプロセスにおきましては、ただいま御指摘のようなことで、非常に企業努力を求め、それによつて預貯金の金利には手をつけないで、きつたいという姿勢を取り続けてまいりました。現在、問題になつておりますのは、現在の段階から、さらに〇・五%を下げることはどうかということでございます。そこで、たとえて申しますと、現在の公定歩合のもとにおきましても、全銀協の自主規制金利は、いわゆる標準金利と呼ばれております信用度の特に高い手形の割引引き及び貸し付けにつきましては五%と定められております。他方、定期預金の金利につきましては、期間一カ年のものは五・七五%以下、期間六カ月のものは五%以下ということになっておりまして、これがさらに公定歩合の引き下げが進みまして、この全銀協の自主規制金利のほうより引き下げられるようなことになりまして、そこにおかずから借りてまた貯金したほうが得だといふおかしな関係が出るようになります。現在のような制度でございます。いますれば、金を借りるほうと、それを預金するほうとは必ずしも同一人ではございませんし、その他いろいろなことございまして、現在でもこの金利関係が逆転はいたしておりますが、さしたる支障にはなつておらないのでございます。しかしながら、さらにこの貸し出し金利のほうだけ

〇・五%下げるといふことになりまして、これは金利体系全体からいって、私ども無視し得ない問題があるのではなからうかと、このような認識を持っております。

○栗林卓司君　そこで、先ほど、これは竹田委員からの御指摘があったんですけれども、基準金利というものは事実上は下がったとしても、拘束性預金を含めた実効金利として実際には動いていくわけですから、ごらんになった帳面づらのかつこうで逆転したから、だから、そのようにお金がかかっているかという、決してそうはいかない。しかも、そういう資金の動きというものは、ある程度監督可能な範囲に入ってくるわけですから、それが唯一の説得力には私にはならないと思います。なぜこんなことを申し上げるかというと、銀行に対する私の——あるいは私どもの言ってもいいのかもしれない、印象というのは、やっぱりよくないんです。表通りにきれいな店舗をかまえてという印象は受けるんです。あれはほんとうに企業努力をきりぎりましてきたのかどうかかわからない。ここにきて金融緩和ということになり下がつてくる。すぐさまそれを預金金利にはね返さないとかぬと、ついでに、日銀総裁が公定歩合は下げてみよとごんごんとおっしゃる。ところが、急転直下してコンマ五％ということになってしまふ。やはりそこに理解したいものを感じてならないのでいろいろお伺いしたんですけれども、お答えがないようですから、これはここで打ち切ります。ただ、この問題は、貸し出し金利を下げるということと、預金金利を下げるということとの間に、企業努力があるのだということだけは、再度強調しておきたいと思ひますし、説得力のある資料をぜひお出しただきたいと思ひます。

次の点、一点だけお伺いしたいんですけれども、先ほど来、減税問題がいろいろ出ておりました。で、減税問題を景気対策ということだけではあまり議論し過ぎてしまつては私はいけないうらと思ひます。本来、税負担というものは、別個な観点があるわけですから、景気さえよければどう使つてもいいというのは、あまり感心したことはないというところで、この減税問題、考えてまいりますと、いま日本がかかっている大きな問題、

かりに三つあげてみますと、一つは土地問題だと思ひます。もう一つは老人問題であり、もう一つは教育問題。まあいろいろ御異論はあるかもしれませぬけれども、私はこの三つのように思ひます。そこで老人問題、教育問題というのは、これからきわめて多額の支出を要する問題だと思ひます。そうやってきたときに、この財源をどこに求めておいていけるのか、景気対策という点からいへば減税という話が出ますけれども、これからの長期の財政というのを考えたら、実はいま増税を議論しなければいけないのか、あるいは公債発行を議論しなければいけないのか、老人問題にしても教育問題にしても、ほおっておける問題ではないというところになれば、そこに長期の政策を踏まえた当面の景気対策としての減税問題に対する取り組みというものがなければいけないのじゃないか。そこで老人問題、教育問題も申し上げましたけれども、これはほかの御議論があつてけつこうなんです。今後のおそれる増大していくであろう財政需要に対して、どういふ構想をお持ちになつていかれようとするのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君)　いま、経済社会発展計画の新しい計画を総行で策定中でございますので、これによつて大抵今後の財政需要というふうなものが見通しもついてくると思ひます。それを見てから、その財源の調達というところについて、私どもは真剣な検討をこれからしたいと思ひます。たゞは、方法としては幾つかあると思ひます。たとえば税の弾性値は非常に大きいんでございまして、景気の伸び方が、経済の伸び方よりも少しぐらい多い程度のことであるとすれば、これは特に増税をしなくても、ある程度まかなえるということも考えられますし、また、いまの予算の中にだけ、もうやはり一定の政策効果を果たしてあるので、思い切つて新しい政策に切りかえるというふうなことを考えれば、その中からまだまだ特に必要な、今後必要ないろんな財政需要に対処する方法も出てくると思ひます。

いますし、また税においても、税体系において国民がやはり非常に負担を重く感ずるのは、直接税でございまして、そこで直接税と間接税のあり方というふうなものについても、これからの検討事項であると思ひます。こういうものを全部勘案して、将来の財政需要に対する対策は、この新しい計画を土台にして、真剣にこれは検討したいと思つております。

○渡辺武君　昨年八月の税制調査会が出しました長期税制のあり方についての答申というのを見ても、一般消費税に三方式がある。一つは累進税方式、もう一つは単段階税方式、もう一つは付加価値税方式だ、この付加価値税方式は、前段階税額控除型という注が特別についていて、この三方式を述べて、まあECC型の付加価値税が検討の中心になるべきだという趣旨のことをいっております。いま検討されているのも、この税調のいわれるいわゆるEEC型の付加価値税制、これでしょうか。

○栗林卓司君　終わります。

○渡辺武君　四月二日の日本経済新聞ですが、経団連が、付加価値税制創設を推進するために、近く経団連案をまとめて政府や税制調査会に提示する予定だという記事が出ておりました。この付加価値税制については、大蔵大臣御自身、在野当時みずから調査団を率いてヨーロッパに調査に行つてこられたし、最近私手に入れたんですが、この自民党財政部会調査団報告書、国民福祉と付加価値税制というパンフレットも出ております。大蔵省自身も専門調査官をヨーロッパに派遣し、あるいは現在フランスの主税局長を招聘されて、この税制についていろいろ研究中だということも伺つておりますが、現在検討されている内容を、これはどういふものなのか、また検討の進捗状況、これはどの辺まで進めておられるのか、最初に伺いたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君)　ECC型の付加価値税制は、ヨーロッパにおいて各国がいろいろな形で一般消費税をとりまして上で、いわば行き着いたゴールといひます。そういう形のものでございまして、その研究するのが一番便利であるという意味において、主としてそれを中心に検討はいたしておりますが、しかし、これは長年の歴史と、いろいろの経験の結果、いわばそこにたどり着いたという性格のものでございまして、で、学者の方々は、税制調査会ではやはり理論的な議論が展開されます。したがつて、理論的にはそういうものが望ましいということになるのかもしれないが、現実の問題としては、はたしてそれが一番理想的かどうか、大いに問題のあるところでございまして、私どももまあいわけば行政の立場から申しますと、必ずしもそこだけに問題の焦点を当てて検討しているということではなくて、もう少し広い意味で、一般消費税を検討しているということもございまして。

○政府委員(高木文雄君)　付加価値税制は、ヨーロッパではかなり一般的なものでございまして、われわれにとりましては、非常になじみにくいものでございまして、書物等で勉強いたしましたけれども、なかなか実際のわかりにくい点が多いと思ひます。そこで、特に問題は、実際の制度——制度はまあ一通りはわかつておるわけでありまして、むしろそれが実際の業務の上においてどう動いておるか、納税者との間にいろいろフリクションが起るのではなからうかということがいろいろ問題でございまして、現在のところはむしろそういうところに焦点を置いて、現実的に執行します場合のいろいろな意味でのわずらわしさということをむしろ主体に置いて、いろいろあれこれ研究

○渡辺武君　いまの御答弁ですと、納税者との間の摩擦などの問題を重視して、すでにもうこの税制をどういふふうな実施していこうかという見地から検討されているような感じがするんですけれども、かなり具体化しているんじゃないですか。どうでしょう。内容についてももう少し詳しくおっしゃっていただきたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君)

これは全く日本にない制度でございますから、よほど勉強をしなければなりません、なかなかむずかしいわけでございます。それと、そういう制度を採用するかしないかという問題は、全く別の問題であるというふうに考えております。たとえば現在EC加盟との関連で、イギリスでやはりEEC型の付加価値税を検討し、法律という形で出ておりますし、まあ来年にでも実施するという段階になっておりますが、イギリスの勉強過程を見ましても、非常に長期にわたって研究をしたのでございまして、イギリスのように間接税はかなりなれておる国でさえ、そういう経過を経るわけでございますので、検討する、研究をする、勉強するということでは、相当慎重に広範囲にやっておく必要があると思っておりますが、その採否とは全く別の問題であるというふうに考えております。

○渡辺武君 付加価値税制にも、多段階課税方式、あるいは単段階課税方式というふうなものがあると聞いておりますし、その単段階の中にも、メーカー段階で課税するか、あるいは卸段階で課税するか、あるいは小売り段階で課税するか、こういうような種類も考えられると思ひます。いま実際どういうふうな日本に適用したらうまくいくのかという見地から検討されているようにすけれども、その辺はどうですか。多段階か単段階か、あるいはまた単段階とすれば、どの辺の段階を考へておられるか。

○政府委員(高木文雄君) フランスが最も付加価値税の進んだ国でございますが、約五十年余りのフランスの今日の付加価値税制が完成されるまでの過程を見ましても、たゞいま御指摘のようなものもろの段階を経て、前段階控除方式に到達をしたという歴史があるわけでございます。そういうことを考えますと、簡単に完成された姿を、いきなり導入するということは、なかなか容易なことではなからうかというふうにも思われるわけでございますが、しかし、また一方において、日本の場合とは全く事情が違ふとは申せ、イギリスの場合には、かなり最初の段階からEEC型のものを入れようとしておるわけでございますので、その経験を持った国々の、なぜそういう制度をとったかというあたりを、つまりその歴史的過程と申しますか、そういうことをよほどたんねんに勉強してみなければならぬ。これはまた研究課題の重要な項目の一つになっておるわけでございます。現段階でそのうちどれがいいかと思うかということについては、それがまさに研究課題でございますので、いまのところお答えいたしかねるわけでございます。

○渡辺武君 この新聞記事によりますと、経団連の構想で、標準税率を一五%程度というふうな考へておるようです。しかし、生活必需品については若干税率を下げて、奢侈品については税率を引き上げるといふような内容のようなんです。生活必需品については税率を下げるといふことは、これは生活必需品に間接税があまりたくさんかかつては、賃金が上がつてきて困るというふうな考へからだと思ひますけれども、その点はどんなふうにお考へておられるか。なお実施時期は五十年ごろまでというふうな経団連では考へておるという記事であります。その辺もあわせて……

○政府委員(高木文雄君) 経団連のほうでどのような御検討をなさつておられるかは、私も全く承知をしていないわけでございますので、その点についてのお答えはごかんべんいただきたいと思ひます。それからまた税率の点につきましては、各国の付加価値税の中で、御存じのように、税率がいろいろあるわけでございますが、フランスの場合でも、将来は漸次これを簡素なものにしていくべきではなからうかというふうにお考へておるようでございます。ただまあ、そうしますと、方向としては高い税率のものを低いほうへ合せていくという方向で、簡素なものにしていくという考へておるようでございますが、それがためには、他にいかなるところに財源を求めるといふような問題があつて、なかなかそれが実行に移していく

いんだというのが現状のようでございます。やはり付加価値税におきましても、先ほどの単段階にするか、多段階にするかという問題と同様に、税率を多様にするか、一種のものにするかということも、最もやはり基本的な問題の一つでございます。これまた恐縮でございますが、研究問題の一つということでお答えする以外にないという現状でございます。

○渡辺武君 どうもだいぶ慎重に研究しているようですが、実施時期は大体どのぐらいと考へておるのですか。

○政府委員(高木文雄君) 先ほど大蔵大臣がお答え申し上げましたように、現在、新経済社会発展計画が改定作業中でございます。新経済社会発展計画だけではございせんが、もろもろの計画がございまして、福祉計画の内容が固まつてまいりまして、次の段階でどのぐらいの財政需要が、どういふ年次計画で必要になるであろうかという見通しが出てこようかと思ひます。その見通しがつきました段階で、現行の税制で所要財源を調達し得るかどうか、それとも何か一種の増税のようないことが行なわれなければ調達が不可能かどうか、その場合に、何か財源を求めるとしても、非常に巨額の財源が必要になるのか、小規模の財源の手当てで済むのかどうかというふうなことがまず第一出てくると思ひます。その時期がまいりますんといふと、付加価値税制というふうなものは、かなり大改革でございますので、よほどのことがない限り、そう軽々に採用されるべきものではないと私も事務屋は考へておりますので、その時期がまいりますんと、何とも申し上げられないというところでございまして。

○渡辺武君 この税制で特に問題になる点、いろいろありますけれども、物価の問題ですね、これが大きな問題だと思ひます。この前この委員会で、戸田委員の質問に対して大蔵大臣は、付加価値税率が一%上がれば、物価が一%上がるのだ、三%上がれば三%上がるというふうな趣旨の明快な答弁をされておりましたが、まあ経団連が

一五%、標準税率ですね、というふうなことを言っているということになりますと、これはまあ将来の物価問題、非常に大きな問題になると思ひます。いま新経済社会発展計画の作成云々という御答弁がありましたけれども、物価問題という見地からして、大体日本の物価の上昇率がどのくらいになったら、付加価値税制を採用するといふふうにお考へになつておられますか。

○政府委員(高木文雄君) 当方の付加価値税制のほうの検討が、全くそういうきわめて基礎的な段階でございまして、新経済社会発展計画のほうの検討、物価の問題の検討のときに、こちらのほうを前提としておりませんものですか、付加価値税制と、物価の関係というのは、現段階では作業の段階までとも入るといふようなことになつていないわけでございます。しかし、いづれにいたしましても、御指摘のように、付加価値税が導入されますれば、その分だけは物価が上がることは確実でございます。これは付加価値税の常識でございます。それ以上には上がらないようにするのが問題でございます。それだけ上がるのは確実というふうになります。もつとも他の税の減税が行なわれますれば、その分だけは減る、こういう関係になるわけでございます。そういうことでございまして、その時期を運ぶのは非常にむずかしいわけでございます。また税率等の選定方も、一五というふうな高率というところは、物価の角度からもちよつといふところ考へられないような現実でございます。

○渡辺武君 それでは、それと関連して物品税の洗い直しについて伺いたいんです。三月二十二日の衆議院の予算委員会の第二分科会で、大蔵大臣は、現行の物品税について全面的に再検討する必要がある、この作業をやっているというこを答弁しておられますが、いまの物品税洗い直しの内容、そしてその作業の進捗状況、こういうような点について端的にひとつお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 物品税につきましては、昭和四十一年度に改正がございまして以来、まことに申しわけございませんが、改正なしというところで今日に至っておりますために、いろいろ矛盾が出ておるわけでございます。そこでどうしても、私どもも腹づもりいたしましては、四十七年度には改正をお願いしなければならぬ事態に立ち至っているというふうに判断をいたしております。内容がいたしましては、現在四〇%から五%まで税率が六段階になっておりますが、これは若干複雑になっておりますので、簡素なものにするという趣旨で、税率幅を詰めたということとが一点、それから対象の物品につきましては、戦争中に物品税制度がございまして、戦争中その対象をどんどん広げてまいりましたわけでございまして、戦後は対象物品を縮小する一方にまいりましたのでありますけれども、むしろ税率を下げる反面におきまして、対象物品を逆に拡大をする方向でいくべきではなからうか、そういたしませんと、課税物品と非課税物品間の不均衡が非常に顕著になってきておりますので、それをむしろ、いわば一言で申しますと、やや薄く広くという感じにするという方向で検討をいたしたいと思っております。しかし、そうかといって、そう著しく対象を広げるつもりはないわけでございまして、現行対象物品を中心に若干広げようかという程度のものでございまして。

○渡辺武君 税制調査会の先ほど申しました答申の中に、いまおっしゃったような課税範囲を広げるといふことも強調しておりますけれども、同時にこういうことをいっているんです。「消費の態様が一層多様化していくと、一体何がしやしの趣味・娯楽的、又は便益的な消費かということについて客観的な基準を得ることが困難となるであろう」といふ点についても留意する必要がある。というところをいっているんですね。つまり、いまおっしゃった戦前の間接税が、物品税が、戦争中に拡大されたというのは、戦前は大体奢侈品に物品税がかかったのが、戦争中は消費抑制と戦費調

達ということとでずっと生活必需品にまで課税範囲が拡大された。これが戦後昭和二十七年ごろまでの間に一応手直しをされて、大体奢侈品に課税されるものだという原則で整理されてきた。これがそのころから、特に昭和三十一年ごろから課税対象の内容が私に変わってきたと思うんです。特に、家庭電機製品のような、いずれは大量消費物資になるであろうと思われるものが課税対象の中にずっと取り入れられてきた。そして物品税が大量課税、生活必需品に対する課税という性格をかたまりの程度に持つようになってきた。いまのおこりとばですと、課税範囲を拡大するということとありますが、これはやはり生活必需品のほうへその課税対象が拡大されていくという方向じゃないだろうか。この点ひとつお答えいただきたい。

それから、時間も過ぎましたのであわせてもう一点伺いますが、五月十二日のやはり衆議院の大蔵委員会、税制調査会の東畑参考人が、付加価値税制についてこういうことを言っております。個別物品税を修正して一般消費税にしていって、それからさらにその次の段階、これが付加価値税制の採用だといふ趣旨のことを述べております。ですから、いま進めているこの物品税の洗い直しというものは、付加価値税制採用の準備のためにやっているんじゃないか。別のことで言えば、なじみずしに付加価値税制へ移行していこうというふうにしておられるんじゃないだろうか。この点、二点を伺いたいと思っております。

○政府委員(高木文雄君) お答えいたします前に、前の答弁で一カ所間違えましたので改めます。四十七年度と申し上げたようでございますが、四十八年度に改正していただくということとでございますので、改めさせていただきます。それからただいまの御質問の、対象物品を広げると、生活必需品にまで広げることになるのではないかと御質問でございますが、現在何を生活必需品と言ふかというところの考え方にもよるかと思ひますが、決して非常に広範囲に対象を広げるといふことを考えているわけではないのでござ

いまして、非常に似たような商品で、一方は課税になっていて、一方は課税になっていないというものがございまして、それをどっちかというところ、従来は非常に不均衡だからということで、課税になっていくのをやめていくという方向でいったわけですが、それでは、そういう傾向をたどっていきますと、間接税がどんどんダウンしていくというふうになりますので、間接税があまりダウンしないようにという基本的な姿勢から申しまして、似たようなもので、片方は課税で片方は非課税という場合に、むしろ非課税のものを課税していったらどうかという考え方でございます。必需品であると考えられるか、あるいは奢侈品的なものであるという考え方をとるか、そこは品物によつていろいろむづかしいところだと思ひますが、まだ個別物品の検討まで含めてやっておりますわけではございませんけれども、一般的に必需品まで広げるというつもりはないわけでございます。

それから次の、なじみずしに付加価値税制に近づけるというお話でございますが、これも考え方の方の問題だと思ひますが、個別消費方式と、一般消費方式とは本質的に違うわけでございまして。一般消費方式というのは、すべての品物について、あるいはサービスについて、一律に非常に薄い率で課税をいたします。ただ、ごく特殊の食料品であるとか、そういうふうなものについてだけ課税しませんという考え方であるのに対して、個別消費方式は、あくまで品物を特定して拾い上げていくわけでありまして、スタートラインが違いますので、東畑先生は、ただいま渡辺委員御指摘のように、参考人としての御意見を述べておられました、私もそこにおりましたけれども、私の考え方としては、個別消費方式を相当拡大していったからといって、直ちに一般消費方式に近づけるといふことにはなかなかないに、スタート台が違いますので、本来なりにくい性質のもものではなからうかというふうに私は個人的にはそう思っております。

○野末和彦君 私は、給与所得者控除を中心に質問したいと思ひますが、その前に、前回大臣に私が質問しました銀行の裏預金の問題ですね、脱税につながっている、あれについてちょっと前回の続きをお聞きしたいと思います。

先日の衆議院の大蔵委員会でも、やはりこの問題が出たやうなものでございます。それによりまして、脱税者の約七割近くが裏預金を持っているんだということなんです。数字ですと、六七・四%ですか、そういうことを聞きまして、そうなりますと、大臣は、これはよくない、好ましくないので、やめるようにしたいということをお聞きしたいと思います。もちろん郵便局にもこういうのがあると思ひますが、注意しているけれどもなくならない。現場で聞いてみますと、注意なんというものは、非常に形式的に受け取っているやうなもので、要するに、架空名義の預金をなくするものなら、お得意さんがいなくなつてしまふ。これでは銀行の競争には勝てないやうなところがあるやうな感じがする。その上、脱税する人が、自主的にこれをやろうという例もあるのではありませんか。何か銀行のほうで、脱税者を保護して、名義がばれないやうにいろいろしたり、何かそんなことをやっているのですね。そうなりますと、幾ら大臣が、これは好ましくないからやめる方向に持っていくたいといふことを口でおっしゃつても、現実にはこれはなかなかないのじゃないか、そういうふううに思えるわけですね。いわゆる架空名義預金というものを、まあ無記名もそうでしょうけれども、本気で絶滅しようという対策あるいは指導強化といふものを現実に行つていच्छるかどうか、かをまずお尋ねしたいのです。

○説明員(松川道哉君) ただいま御指摘のやうに、仮装名義預金は、たとえば財産の隠匿であるとか、脱税であるとか、そういう不当な意図に利用されていることが多くございまして。そうしてま

た、私も金融行政をつかさどっているほうから見まして、こういう預金の取り扱いが銀行のいわゆる適正な事務処理に支障を来たすということを非常に心配いたしました。これが非常な問題であるという認識を持ってあります。したがって、この絶滅を期するということは、私も従来から変わらない基本的方針としてとっておるところでございます。

そこで、具体的にそれでは何をやったかというお尋ねでございますが、四十二年の十二月に、各金融団体を指導いたしました。その指導の中で、本人名義以外の名義による預金等は、これを受け入れないことを原則とすべきであるということを確認させてあります。そうしてまた、今後金融機関は、本人名義以外による預金であることを知り得た場合には、本人名義にするよう顧客に協力を求める。そういう申し合わせをいたさせておりました。またこれは、銀行だけでは足りませんので、預金者のほうにもこの旨を徹底させるために、全店舗にその旨の店頭掲示を行なわせておる次第でございます。

しかしながら、本件は、金融機関の経営者自身が強い意識を持っておりまして、窓口とも関連することございまして、なかなか絶滅が期せられないという事実でございます。そこで、私もといたしましては、国税局から査察事案に関連いたしましたして、把握されたような仮装名義預金ということがございまして、個々の案件につきまして連絡を受けることといたしております。そうして連絡がありました場合には、要するに、その銀行に対して人事上の処分を求めるというようなことをいたしております。もちろん、私も国税局からの脱税の査察事案に関連するのを待つまでもなく、私も自身がやっております金融検査におきまして、このような事案をできるだけ把握するようにとめておまして、その結果を見ながら、随時金融機関に対して厳重な注意を発して指導してまいる所存でございます。

○野末和彦君　しかし、いずれにしても、その程度でしたら、形式的にしか受け取られないというふうにも思えるわけですがね。さっきの両建ての問題もそうだけれども、結局なかなかむずかしいし、いろいろ確認し合っているけれども、窓口の関係とか、窓口の事情もあるしというふうなことになると思います。どう考えても、これはたいした効果のあるような指導の方法じゃないと思う。

そこで、私が一番問題にしたいと思っているのは、脱税につながる部分なんです。この脱税は、社会的な不正なわけですから、この裏預金を、そのまま黙認しているようなことになれば、これは当然脱税を奨励しているとも受け取れるわけです。そこで、この間国税庁が、ある程度裏預金を持っている銀行とか、金融機関が何社という数字も出したようなんですが、これを、大口の脱税者の名前も含めて、そういういわゆる裏預金をたくさん持っている銀行の名前を公表するということが、これがやはり先ほどの絶滅に持っていくのには、一番効果的な方法じゃないか、そう思うわけです。で、どうですか、これを公表するかしらないか。しないとしたら、なぜ公表しないのか、ちょっとよくわからないですね。あまりメリッ

トのないような、大臣自体も好ましくない、やめようと言っているこの架空名義、これを国税庁がいろいろ脱税を摘発した場合に見つけた、これを公表しない。これはどう考えても理由がわからないで、なぜこういう銀行名、あるいは大口脱税者の名前を公表しないのか——個人的なものは、個人の秘密もいろいろあるかもしれないし、脱税によって罰金を課することである程度は十分かもしれない。こういう架空名義を持っている銀行、やっている金融機関、この名前を公表しないわけは何かあるんですか。

○政府委員(吉國二郎君)　先日実業院で、毎年架空名義の多い、トップクラスにある銀行の名前を公表せよという御要求がありました。その際大臣から申し上げたんでありますけれども、極力そういうことを絶滅するという方向で現在やっ

ているんで、たまたま私も提出いたしました資料は、御承知のとおり、査察事件で告発された者が持つておいた架空預金の事例なんでございまして。そういう意味では全体の、ホール・ピクチャーをあらわしてない。たまたまある脱税者がある銀行に集中的に持つていたということになりますと、結果において不公平になりやしないかという点もございまして、もう少し様子を見たほうがいいんじゃないか。かたがたそのときに申し上げたんでありますけれども、査察事件は大体五年さかのぼって調査いたしております。五年たつて、すでに引き出しているものであつても、所得計算の関係では、その記録を調べて架空名義があつたかどうかを確認をして裏づけをいたしますので、そういう意味から申しますと、ただいま松川君が申しました、四十二年から全体として自願をはかつてきたと申しておりますけれども、現在までちょうどあれから五年たつておるわけでございます。もう少し時間をかせば、ほんとうに徹底してない銀行と、徹底している銀行というものははっきりしてくるんじゃないか、実際のホール・ピクチャーをつかめたところで考えるのも一つなんじゃないかというのを申し上げたんで、発表するという時期にまだ立ち至っていないというのが実際のところだろうと思つてございまして。

○野末和彦君　そうしますと、全体がつかめた時点では公表できるわけですね、当然。

○政府委員(吉國二郎君)　私どもの調査その他で、実際に大体これが真相であるということがつかめてくれば、一つの考え方であらうと思ひます。

○野末和彦君　そうしますと、ただ、いままでは一部あるということになって、その一部の銀行の名前などを出すことは不公平にもなりかねないというお答えなんです。しかしそれにしても、そういう考え方がかなり銀行の立場を考へて、まあ銀行中心の考え方、銀行を保護していることになるといふふうにも私は思ふんですが、それはなりませんか。かりに一部であつても、それ

が事実であれば、その銀行自体がばう理由は何にもないわけですから、公表してもいいんじゃないですかね。

○政府委員(吉國二郎君)　もちろんこれが、たとえば一つの例としては、その関与した銀行員が、告発事件の際に、一緒に告発されている例もあります。そういうものは、実際上犯罪として問題になるわけでございますけれども、一般的に申し上げますと、銀行の名前を公表するというのも、ある意味では営業の内容調査の結果を発表することになりますので、おそらく守秘義務の問題も出てくると思ひます。ただ、この守秘義務の問題も、全体の脱税問題その他の公共的な立場から考へて、どの程度解除されるかということから判断をいたしまして、将来いかにこれが脱税の上に好ましくないというところになりますれば、そこに守秘義務の解除という問題も出てくるかと思ひますが、基本的に申しますと、やはりこれは、調査の結果知り得た秘密ということで、私どもの上から申しますと、守秘義務の範囲に入る問題であるということには御了解願ひたいと思ひます。

○野末和彦君　まあいろいろ理由をおっしゃいますけれども、どうも何か架空名義の預金自体が好ましくないということからはずれていくようなふうにもとれるんです。まあいずれにしても、それでしたらば、こういう社会的な不正、脱税につながることを当然なくして、そういう原因を取り除いて脱税を防止することが、やはり一般の正直な納税者に対する政府の当然の義務だと思つわけですから、もう少し時間をかしてとおっしゃるならば、この公表についてはもう少し待つというところにはします。それにしても、何か銀行の営業がある程度かばうような、あるいは脱税をして、あるいは裏預金、架空名義と、認められない預金を持つている人を保護するような、何かそういう印象がものすごく強いので、それについては非常に不満で、いまの説明ではばくは納得できない。それから給与所得者控除に移りますけれども、今回の改正で、これが全然問題になつていないわ

けですね。ですから、詳しくはこの次に質問を譲りたいと思いますけれども、いまの給与所得者控除の定額控除分ですね、十三万円ありますね、この十三万が現実には非常に適正であると考えておられるかどうか、それだけをお聞きしてあとは次回に譲りたいと思います。

○政府委員(高木文雄君) 給与所得控除の中の定額分は、三十六年度に創設されましたときに一万円でございます、それから累次上がりまして、現在十三万円になっております。それで、それと定率控除と合わせてみますと、たとえば年収百五十万のところで大體二五%の給与所得控除ということになります。二五%の概算控除というのは、控除率としては非常に高いわけでございまして、これはこの十年間、いわゆるサラリーマン減税ということが非常に所得税減税の中心課題でありましたところから、ここに重点が置かれて今日に至ったわけでございますが、最近に至りまして、給与所得者その他の所得者との課税バランス、事業所得者等との課税バランスの問題がたいへんやまましい問題になってきておりますことを考え合わせますならば、定額控除も含めて、給与所得控除の控除率の改定と申しますか、引き上げの問題は、従来ほどには安易には行ないがたい情勢にあるのではないかと、むしろ他の所得者とのバランスを考えますならば、最近十年たどりました歩みほどには、いわば上げ得にくい状態になってきているのではないかと、いうふうに私も考えております。

○委員長(前田佳都男君) 三案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回の委員会は、六月一日午前十時三十分から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十分散会

五月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十五日)

一、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案